

第2次

釜石市生涯学習推進計画

— 復興、そして振興へ —

平成24年4月

釜 石 市

生活応援センターを核に

『学びと実践』が循環す

る社会のために

釜石市生涯学習推進本部長

釜石市長 野田武則

昨年3月11日14時46分に発生した東日本大震災というわが国観測史上類を見ない極めて強い地震を境に、私たちの生活は一変しました。多くの市民の尊い生命と貴重な財産を失ったばかりでなく、市民文化会館のほか、公民館、スポーツ施設、学校、集会所等の生涯学習の基盤も流出するなど壊滅的な被害を被ったのです。

しかし、このような時だからこそ、復興とともに人づくりに力を注ぐ必要があります。

この度、釜石市復興まちづくり基本計画の策定と併せて、平成33年度までを期間とする第二次釜石市生涯学習推進計画を策定しました。この計画は、教育、芸術・文化、健康・福祉、環境、防災などの課題を踏まえ、生活応援センターや公民館活動を立て直しつつ一層充実していくことを柱に、今後の人づくりの一つの指針として示すものです。

これからは、生涯学習の成果がまちづくりに生かされるなど「知の循環」が図られ、さらに市民の皆様の参画が得られるよう協働して取組んでまいります。

計画の策定にあたって、市民のアンケート調査にご協力いただくとともに、社会教育委員会議をはじめ関係諸機関での熱心な審議と貴重なご意見やご提言を賜りました。

ここに、厚くお礼を申し上げますとともに、引き続き生涯学習推進のため、一層のお力添えをいただきますようお願ひいたします。

平成24年 4月



<目 次>

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1－1 生涯学習の意義	2
1－2 計画を改定する背景	2
1－2－1 安心・安全社会の希求	2
1－2－2 本格的な人口減少社会の到来	3
1－2－3 情報化の進展	4
1－2－4 地方分権改革の一層の進展	4
1－3 第1次計画で進めてきたこと	5
1－3－1 第1次計画で目指したもの	5
1－3－2 第1次計画の検証結果	5
1－3－3 主要な指標の達成度から	8
1－4 市民アンケートの結果	10
1－4－1 アンケートの対象及び回収率等	10
1－4－2 アンケートの結果概要	10
第2章 生涯学習推進計画の基本的な考え方	11
2－1 計画の位置付け	11
2－1－1 計画の趣旨	11
2－1－2 計画の期間	11
2－2 基本方針	12
2－3 基本目標	12
2－4 施策の体系	12
第3章 施策の展開	14
3－1 ライフステージに応じた学習機会の提供	14
3－1－1 現状と課題	14
3－1－2 施策の方向性	15
3－1－3 乳幼児期の取り組み	16
3－1－4 学齢期の取り組み	18
3－1－5 成人期の取り組み	21
3－1－6 高齢期の取り組み	23
3－1－7 地域や世代を超えた取り組み	25
3－2 学びの場の充実	29
3－2－1 現状と課題	29
3－2－2 施策の方向性	29
3－3 計画が実りあるために－市民が主役の学び社会を目指して－	32
3－3－1 現状と課題	32

3－3－2 施策の方向性	32
3－4 計画の進行管理	35
3－4－1 計画の進行管理	35
3－4－2 計画の目標	35
第4章 計画を担う人たちに期待される役割	36
4－1 行政	36
4－2 市民	36
4－3 関係機関等	36
第5章 資料編	37
1. アンケート結果の概要	37
(1) アンケートの対象者数	37
(2) アンケートの結果（経年変化）	37
(3) アンケートの結果（年代別変化）	41
(4) 県のアンケートと比較して	45
2. 釜石市の社会教育関連施設	48
(1) 公民館の状況	48
(2) 関連施設の状況	48
(3) 子育て支援拠点の状況	49
(4) 幼稚園等の状況	49
(5) 児童館の状況	50
(6) 学校施設の状況	50
(7) 学童育成クラブの状況	50
(8) 放課後子ども教室の状況	51
(9) 学校支援地域本部の状況	51
(10) 高等学校及び特別支援学校	51
(11) 社会体育施設の状況	52
3. 各種データ	53
4. 法令・条例・要綱等	58
社会教育法	58
釜石市社会教育委員の設置に関する条例	67
釜石市社会教育委員会議運営規則	68
釜石市スポーツ推進審議会条例	69
釜石市スポーツ推進審議会規則	70
釜石市スポーツ推進委員規則	71
釜石市立公民館設置に関する条例	74
釜石市立小中学校の設置に関する条例	76
釜石市立図書館の設置に関する条例	77
釜石市民文化会館条例	79

教育関係行事の共催・後援等事務処理要綱	82
生涯学習まちづくり出前講座実施要綱.....	84
本計画の策定に際して意見等をいただいた団体	86
釜石市社会教育委員.....	86
公民館運営審議会	86
文化財保護審議会	88
市民文化会館運営審議会.....	88
学校給食センター運営委員会	88
郷土資料館運営委員会.....	89
釜石市教育委員	89
釜石市生涯学習推進本部.....	89
釜石市生涯学習推進本部連絡調整会議.....	89
計画策定の経過	90

はじめに

本市では、平成 18 年 3 月に策定した第五次釜石市総合計画後期基本計画¹で、まちづくりにあたっての基本目標の一つに「創造性豊かな人を育むまち」を掲げ、「学び育てるまちづくり」と「参画する心を育むまちづくり」に向けた施策を展開すると同時に、釜石市生涯学習推進計画を策定し、一人ひとりの学習に対する支援だけでなく、個人の能力を生かしつつ課題の解決に向け協働の一歩を踏み出すことができる地域社会の構築を目指してきました。

一方、国では平成 18 年に教育基本法を改正し初めて生涯学習の理念を規定するとともに、学校と家庭、地域住民等の相互の連携協力についての規定も新設しました。また、平成 20 年 2 月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」では、国民一人ひとりの生涯を通じた学習への支援や社会全体の教育力の向上、教育委員会の役割の明確化や社会教育施設の活性化、司書・学芸員等の資質の向上など今後の行政面でのあり方を指摘し、さらに、同年 7 月に閣議決定された教育振興基本計画では、基本方向として社会全体で教育の向上に取り組むこととしています。

岩手県では、これら国の状況や家庭、地域社会、教育行政のそれぞれの実情を踏まえたうえで、教育振興運動²等を手がかりとしながら、地域が一体となって取り組む仕組みづくりのほか、学校や家庭、地域が教育における役割と責任を改めて確認しながら連携を深め、子育てや家庭教育に取り組む親等に対しても積極的に支援することとしています。

そのような中、昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災という世界最大級の地震とそれに伴う大津波によって多くの尊い生命と貴重な財産を失うこととなりましたが、釜石市民がかつて様々な試練に直面しそれを乗り越えてきたように、私たちは、この愛するまち釜石を次代に引き継いでいく必要があります。このことと、釜石市生涯学習推進計画の期間が 22 年度をもって満了したため、市民の自己実現を支え、生きがいを持ち、学びから市民の交流を広め、市民が主体的にまちづくりに参画する地域社会の指針として、市民や社会教育委員³などからのご意見を伺いながら「第 2 次釜石市生涯学習推進計画」を策定しました。

これからは、行政だけでなく、地域や社会教育団体、企業、教育機関などあらゆる立場の市民が一体となり、釜石市復興まちづくり基本計画に基づいて、未曾有の危機からの復旧、復興、そして振興を目指しながら、生涯を通じていつでも、どこでも、誰もが、いつまでも「学び」に親しみ、楽しめるような社会の実現、特に、学ぶことと学んだことが地域社会において実践され循環する生涯学習社会を形成してまいります。

1 「人と技術が輝く海と緑の交流拠点」を将来展望とした釜石市のまちづくりの基本計画で、「にぎわいと活力ある産業が展開するまち」「すべての人に優しい快適なまち」「創造性豊かな人を育むまち」の三つを基本目標としています。計画期間は、平成 12 年度から 22 年度までの 11 年間。

2 昭和 40 年から始まり、学校区や公民館区などすべての市町村に推進組織が置かれ計 540 の実践区において、子ども、親、学校、地域、行政の 5 者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている岩手県独自の実践活動の総称。

3 社会教育に関する計画の策定や教育委員会の諮問に応じて意見を述べることなど、教育委員を通じて社会教育に関する助言する業務を行うものとして、社会教育法によって位置付けられた委員。

第1章 計画の策定にあたって

1-1 生涯学習の意義

生涯学習とは、人生を楽しく豊かにするため、生涯の各時期（ライフステージ）においてそれぞれの自由な意思に基づき、自分に適した方法によって生涯を通じて行う学習活動で、生涯学習には個人で行う学習活動のほか、学校教育や社会教育⁴の中での意図的、組織的な学習活動も含み、さらに、スポーツ、文化、趣味、レクリエーション、ボランティア⁵などの活動も含まれます。

その学習活動が行われる場も、幼稚園・保育所から学童育成クラブ、小中学校、高校、大学等の高等教育機関、図書館、公民館、市民文化会館、働く婦人の家、スポーツ施設のほか、集会所や企業、事業所など極めて多岐に及びます。

このようにして得られた生涯学習の効果は、単に個人の知識や技能を身につけ教養を高めて充実した生活を送るためだけでなく、これを生かし地域での活動の場を自ら創り出すことによって学習活動が地域社会へ貢献していくという効果も期待されます。

1-2 計画を改定する背景

1-2-1 安心・安全社会の希求

近年、領土や防衛上、あるいは雇用不安に端を発する通貨問題など、国際間の対立や地球温暖化の進行など地球規模の問題が生じており、国内でも、社会・経済の変化に伴う様々な分野におけるシステムの崩壊のほか、自然災害や凶悪犯罪など暮らしに不安をもたらす事件が多発しています。また、社会構造の変化や価値観の多様化などに起因する人間関係の希薄化、社会的な孤立化、格差問題などは人々の不安を一層強めるものであり、本市もその例外にあるとは言えません。

今回の東日本大震災を例えるまでもなく、安心・安全に暮らすことのできる社会は全ての市民が望むものであり、それは単にハード面の整備にとどまらず、例えば人と人との絆やコミュニティの回復など現代的な課題にも対応した地域社会の構築が求められているものであり、このことは、一面において生涯学習の果たす役割が大であるということを指しています。



4 学校教育法に基づいて学校の教育課程として行われる教育活動を除いて、主に、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動。

5 個人の自由な意思に基づいて、その技能や時間等を進んで提供し社会に貢献すること、又はそれを行う人のこと。

1-2-2 本格的な人口減少社会の到来

釜石市の人口は、昭和38年をピークに今日まで減少が続いているが、これまで増え続けていた老人人口が平成21年5月の13,971人をピークに減少基調に転じています。今後は、団塊の世代が老人人口に入ってくることからこの年代の大幅な減少とはならないものの、50代以下の人口が少なくなっているため減少傾向が加速すると見込まれます。

一方、平成22年度の学校基本調査によれば、出生数の減少を受けて小学生が1,927人と前年度に続いて2千人を割り込むと同時に、中学生は996人と初めて1千人台を割り、人口に占める小中学生の割合は県内で最も低い7.40%という結果となりました。

世界的に人口が増え続ける中でわが国は本格的な人口減少社会に突入しましたが、本市ではこれらの要素から見ても確実に人口が減り続けるとともに、東日本大震災に伴っての人口の減少もみられることから、このようなことを想定した各種計画の策定が必要となります。

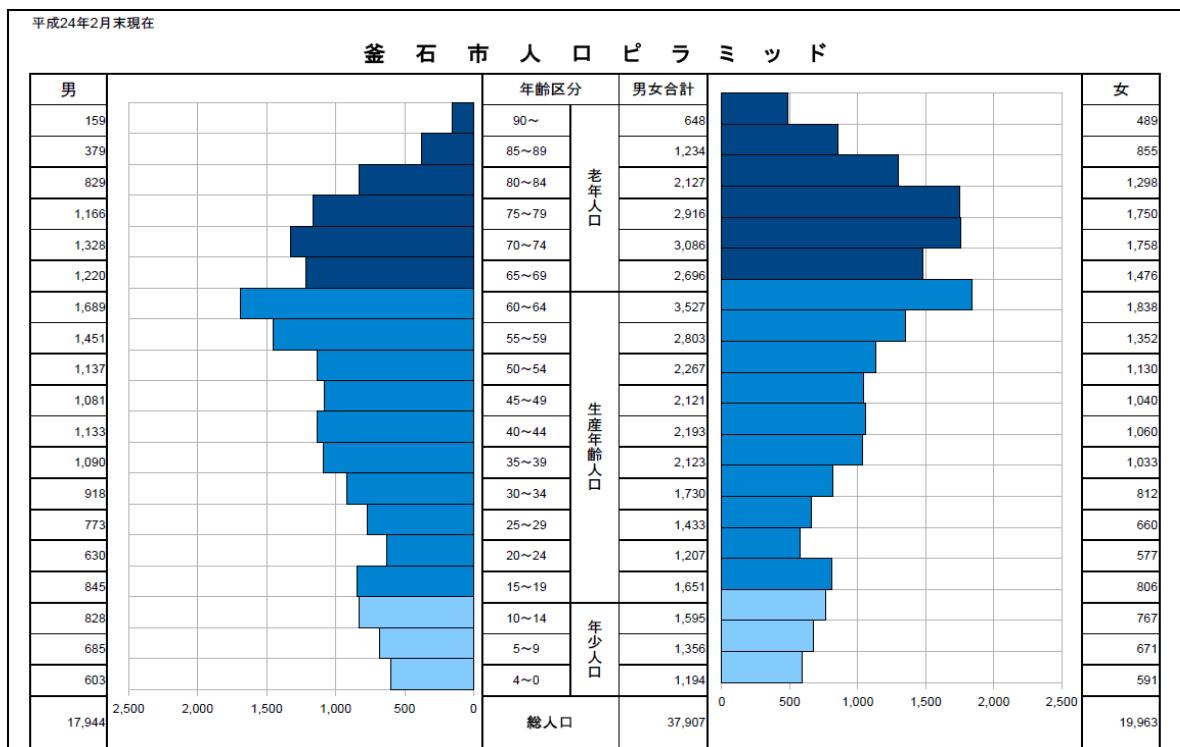
表 釜石市の将来人口の推計（単位：人、%）

基準日は10月1日

区分	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
将来人口	42,987	39,426	36,056	32,565	29,141	25,916
年少人口割合	12.2	11.4	10.5	9.7	9.3	9.1
生産年齢人口割合	56.6	54.0	51.4	48.9	48.3	47.5
老人人口割合	31.2	34.7	38.2	41.4	42.4	43.4

出典：国立社会保障・人口問題研究所

表 釜石市の人口ピラミッド



出典：釜石市市民生活部市民課資料

1－2－3 情報化の進展

20世紀後半に始まったデジタル革命によって社会は大きく変化し、インターネットや携帯電話に代表される情報通信技術（ＩＣＴ）の高度化は目覚ましく、市民生活にも少なからず影響を与えています。ＩＣＴは、産業や経済部門だけでなく、教育、文化、芸術をはじめとする生活のあらゆる面において様々な可能性を秘めていますが、デジタルデバイド⁶や青少年に与える影響などから情報リテラシー⁷の向上が課題となっており、ＩＣＴを活用した情報の収集や提供とともに、情報を選び、活用する学習の必要性が高まっています。

一方、本市では、ブロードバンド⁸のさらなる拡大やテレビ放送難視聴地域の解消のほかCATV⁹を有効活用するため地域情報通信基盤整備事業を実施しており、東日本大震災によってこの整備工事も大きな被害を受けましたが早期に復旧を図り、今後、生涯学習に積極的に活用していくことが考えられます。

1－2－4 地方分権改革の一層の進展

明治以来の中央集権型行政システムを改めるために進められてきた平成12年の地方分権一括法施行までの第一期地方分権改革では、国と地方との権限面での改革では一定の前進がみられたものの税制面での課題があったため、平成16年から18年にかけて三位一体改革が実施されましたが、地方自治体の安定的な財政運営に影響が生じるなどの課題が残りました。

平成18年に地方分権改革法が成立し、翌年4月から22年3月まで、地方分権改革推進委員会から4次にわたる勧告が提出され、その間、19年5月の閣議決定によって「地方分権改革推進本部」を設置しましたが、21年9月の政権交代を経て「地域主権戦略会議」が同本部の機能を吸収することになり、翌年12月、地方分権推進計画が閣議決定されたところです。

この計画に基づき、23年4月、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るための義務付け、枠付けを見直すとともに内閣府の所掌事務を追加することを内容とした「地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」のほか、「国と地方の協議の場に関する法律」も整備しました。今後は、国の出先機関の原則廃止や補助金等の一括交付金化を順次実施していくなど、国及び地方が分担すべき役割をより明確にして、地方の自主性・自立性を高め、市民と行政が協力し合いながら地域のことは地域で決定し、責任を負うという地方分権改革が求められていることから、これに対応した地域づくり、生涯学習についてもそのあり方が問われます。

6 パソコンやインターネットなどの情報技術を使いこなせるか否かによって、生活の質、所得、社会的地位などに大きな格差が生じる問題のこと。

7 情報を受けて理解し、行動に移せる能力のことで、パソコン操作だけでなく、情報の創造、収集、加工、編集などの総合的な能力をいいます。

8 大容量で高速の通信回線のことで、例えば、普通の電話回線の通信速度とその量を人間一人が歩くスピードだとすれば、光ファイバーはジャンボジェット機のスピードとその乗客となります。ブロードバンドによって大容量で高速な通信ができるようになります。通信回線を利用した様々なサービスが実現します。

9 本来は共同受信の略ですが、ケーブルテレビの普及とともに両者の用語が混用されていて、現在では同じものを指しています。

1-3 第1次計画で進めてきたこと

1-3-1 第1次計画で目指したもの

平成17年度に策定した第1次生涯学習推進計画では、学習ニーズが多様化している半面学習機会の提供が高齢者に偏っていることを踏まえ、多様な生涯学習の機会を提供するとともに自主的な学習行動を支援し、学んだ知識を活用することで地域の自主性や独立性が高められるよう、学習の成果の活用機会についても創り出すことにしていました。

また、生涯学習推進協議会を設置し、生涯学習推進本部も活性化しながら、行政と地域の間で提案や応援ができるような協働の循環モデルを目指してきました。

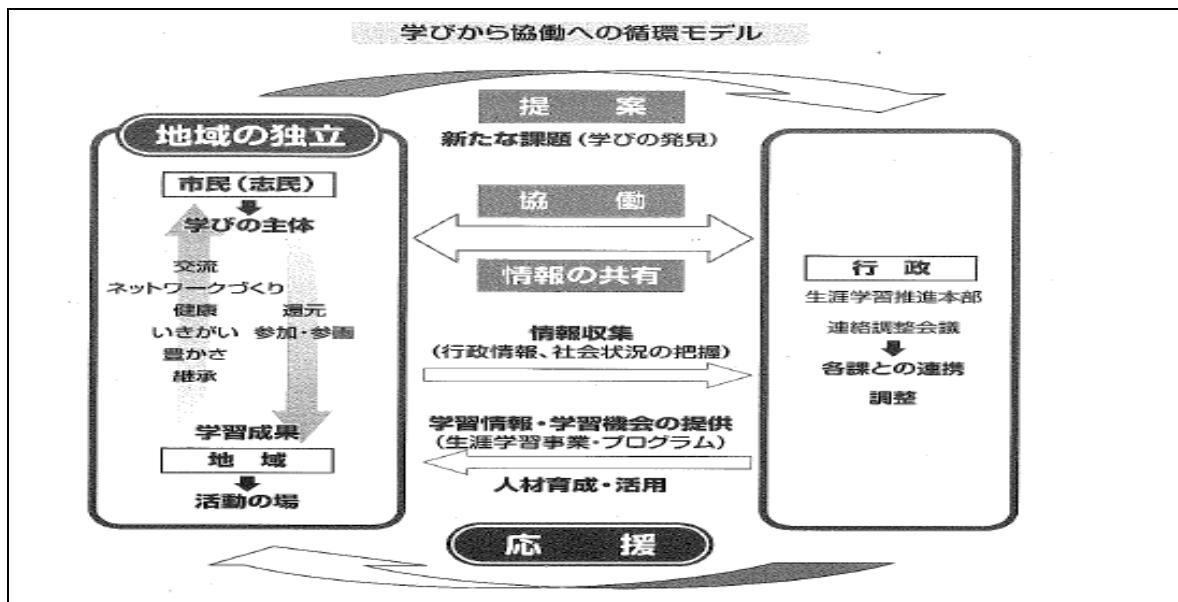


図 第1次生涯学習推進計画が目指した生涯学習像

1-3-2 第1次計画の検証結果

第1次計画の施策の体系に挙げられた事業の実施状況は、「総合的な生涯学習推進体制の整備」では34事業中8事業が、「ライフステージにおける生涯の充実」では116事業中7事業、「芸術・文化の推進」では43事業中2事業、「生涯スポーツの推進」では38事業中2事業、「生涯学習の基礎としての学校教育の充実・連携」では25事業中1事業が未実施となっており、全体で256事業のうち実施されていない事業は20事業と、約1割あります。

この実施されていない事業のうち形態を変えて実施、あるいは他事業において実施、もしくは目的を達成して廃止されたものなどがあり、実質的に未着手のものは、①生涯学習推進協議会（仮称）の設置、②まちづくり志民懇話会の設置、③生涯学習推進本部・連絡調整会議の活性化、④社会教育施設への生涯学習相談コーナー設置、ボランティア推進員の選任、⑤公共施設案内・予約システムの構築、⑥生涯学習推進センターの設置の検討、⑦生涯学習ネットワークづくり支援、⑧芸術文化施設の整備検討、⑨スポーツ指導者の連携による一貫した指導体制づくり、の9事業となっています。

これら未着手の事業については、検証の結果、生涯学習を進めるうえで必要不可欠な事業

もあることから、これについては第2次計画において引き続き推進します。

表 第1次計画の検証結果

施策の体系	具体的な施策	実施状況
I 総合的な生涯学習推進体制の整備	推進組織の充実	5事業中3事業が未実施 ①生涯学習推進協議会の設置【形を変えて実施】 ②まちづくり志民懇話会の設置【廃止】 ③生涯学習推進本部・連絡調整会議の活性化【継続】
	学習機会・学習情報の提供、相談体制の充実	8事業中2事業が未実施 ①相談コーナー・ボランティア推進員の設置【廃止】 ②公共施設案内・予約システムの構築【継続】
	生涯学習関連施設の充実	5事業中1事業が未実施 生涯学習推進センターの設置の検討【廃止】
	人材の育成と成果の活用	13事業中1事業が未実施 生涯学習ネットワークづくり支援【継続】
	生涯学習に関する調査研究の推進	3事業中1事業が未実施 まちづくり志民懇話会（再掲）
II ライフステージにおける生涯学習の充実 1. 子育てを支援する家庭教育環境の充実	乳幼児や保護者を対象とした支援や学習機会の提供	13事業中2事業を廃止 ①さくらんぼクラブ ②家庭教育手帳の配布
	児童生徒の心身の発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供	4事業中1事業を廃止 家庭教育手帳の配布・活用
	地域で子どもを育てる意識の醸成と環境づくり	7事業全て実施
	父親に対する子育てや家庭教育への参加と男女共同参画意識の啓発	3事業全て実施
	学習情報の提供と相談事業の充実	12事業中1事業を廃止 家庭教育手帳の配布・活用（再掲）
2. 青少年の心を育む学習機会の充実	地域・家庭の教育力の向上	9事業中1事業の廃止 家庭教育手帳・ノートの配布
	各種体験活動の推進	12事業中1事業を廃止 サマーキャンプ
	子どもが健康で安心して暮らせる地域づくり	10事業全て実施
	施設・事業の充実、コーディネーターの育成・活用	9事業全て実施
	子どもの自主的な学習意欲の啓発	5事業中1事業廃止 わくわく子どもセンター
3. 成人教育の推進	生活応援センターを中心とした生涯学習の展開	6事業全て実施
	学習機会の提供	12事業全て実施
	情報の収集整理と提供	4事業全て実施
	人づくり、地域づくりの推進	5事業全て実施
	現代的課題学習の推進	5事業全て実施
III 芸術・文化の推進	創作・発表の機会の充実	3事業全て実施

1. 芸術文化の振興	芸術文化鑑賞、学習機会の充実	3 事業全て実施
	芸術文化活動の推進	3 事業全て実施
	芸術文化交流の活性化	2 事業全て実施
	芸術文化拠点の整備検討	3 事業中 1 事業が未実施 芸術文化施設の整備検討【廃止】
2. 文化財	文化財を所蔵する文化施設の内容充実	7 事業全て実施
	文化財調査と保存管理の強化	9 事業全て実施
	文化財の活用の充実	7 事業中 1 事業補助事業終了
	郷土芸能の保存と公開	2 事業全て実施
	埋蔵文化財行政体制の充実	4 事業全て実施
IV 生涯スポーツの推進	生活応援センターによる健康づくりの促進	6 事業全て実施
	生涯スポーツ推進体制の充実	6 事業全て実施
	スポーツ・健康づくり活動の実践	6 事業全て実施
	スポーツ指導者(団体)の養成・確保	5 事業全て実施
	社会体育施設の効率的な活用	5 事業全て実施
	競技スポーツの活性化	4 事業中 1 事業未実施 指導者の連携による一貫した指導体制づくり【継続】
	釜石・大槌スポーツタウン構想の推進	6 事業中 1 事業未実施 健康づくりサポートシステムの構築=生活応援センター事業で実施
V 生涯学習の基礎としての学校教育の充実・連携	心豊かでたくましく生きる力を育てる教育の推進	8 事業中 1 事業形態を変えて実施 中学校完全給食実施
	創造性を育てる教育の推進	3 事業全て実施
	社会の変化に対応した教育の推進	5 事業全て実施
	学校教育環境の整備	4 事業全て実施
	幼児教育の充実	3 事業全て実施
	高等教育等の充実	2 事業全て実施

【 】は、今後の方針を示しています。

上記のとおり第1次計画で未着手の事業もありますが、反面、例えば「総合的な生涯学習推進体制の整備」では当初6ヶ所を予定していた生活応援センターが8ヶ所に設置され、これを契機に公民館活動も大きく拡充されています。「ライフステージにおける生涯学習の充実」でも、子育てサークルの育成を始め、ものづくり人材育成、「早寝・早起き・朝ご飯」の啓発、ワーク・ライフ・バランスセミナーなど、時代の要請に応えた各種事業が展開されています。

また、「芸術・文化の推進」でも、橋野高炉跡のユネスコ世界遺産登録に向けた事業が展開されると同時に、旧釜石鉱山事務所が資料展示室としてリニューアルし、震災によって流出したものの新たに戦災資料館も設置され、さらに「生涯スポーツの推進」では、2016年に開催が予定される岩手国体においてラグビー（成年）とトライアスロンが開催されることになっています。

加えて「生涯学習の基礎としての学校教育の充実・連携」においても、小中学校の統廃合が計画どおりに進捗しているほか、かまいしコミュニティスクール推進事業や学校支援地域本部事業、放課後子ども教室など特色にあふれた学校経営に取り組むとともに、学校の耐震補強工事も計画的に進められています。

1－3－3 主要な指標の達成度から

第1次釜石市生涯学習推進計画を検証するため、主要な指標の22年度の目標値と21年度の実績値を比較すると、全指標32項目のうち達成度で100%を超えるのが14項目にとどまっています。

この指標のうち施設面では、生活応援センター（133%）や子育て支援センター（100%）、預かり保育を実施する市立幼稚園（100%）の設置数のほか、小学校数と中学校数（いずれも100%）などで達成されており、また、ソフト面でも生涯学習講座（165%）や福祉出前講座（133%）等の開催回数、自然観察会の参加者数（100%）、国際交流協会の会員数（170%）、農林漁業体験観光者数（226%）及び観光ボランティア登録数（100%）などで達成されています。生涯学習と間接的な関係に位置する指標でも、ごみ排出量（125%）やごみのリサイクル率（107%）、交通事故発生件数（113%）で達成されています。

100%に届かない18項目のうち、高齢者の介護予防事業参加者数（90%）や生涯学習講座への参加者数（89%）、働く婦人の家利用者数（81%）、市民1人あたり図書貸出冊数（80%）は、これから事業の進展に期待したいところです。

しかし、達成度が低位にとどまっているもののうち、市民文化会館の自主文化事業入場者数（67%）、郷土資料館利用者数（62%）、審議会等における女性委員の比率（61%）、市民1人あたりの市民文化会館利用回数（60%）については、達成度が低いことからその理由などの検証が必要と思われます。

それ以外について、特に、週に1回以上スポーツを行った人の割合（52%）、市民1人あたりのスポーツ施設利用回数（41%）、総合型地域スポーツクラブ登録者数（39%）は、有効求人倍率（31%）とともに目標値の設定のあり方も含めた検討が必要です。

加えて、意見募集に対する意見数（40%）についても達成度が低いことから、今後の意見募集の方法等の検討が必要であると思われます。



表 第1次計画の目標値と実績値の比較

主要な指標	単位	現状と目標値			実績値		達成度% B/A	摘要
		現状	18年度	22年度 A	20年度	21年度 B		
有効求人倍率	倍	0.48	0.80	1.00	0.49	0.31	31	
働く婦人の家利用者数	人	18,947	20,157	22,509	20,060	18,286	81	
農林漁業体験観光客数	人	804	1,000	1,200	2,089	2,709	226	
観光ボランティア登録数	人	18	25	30	25	30	100	
生活応援センター数	箇所	0	1	6	7	8	133	
福祉出前講座・学習会回数	回	9	12	24	39	32	133	
子育て支援センター設置数	箇所	2	2	3	3	3	100	
保育所入所待機児童数	人	40	20	0	2	9	—	
高齢者の介護予防事業参加者数	人	2,264	2,300	2,500	2,295	2,240	90	
シルバー人材センター登録者割合	%	4.2	4.3	5.0	3.2	3.2	64	
自主防災組織率	%	31.5	34.8	44.0	35.3	40.2	91	
地域防災拠点施設整備個所数	箇所	18	19	21	20	20	95	
交通事故発生件数	件	153	140	120	118	106	113	人身事故
自然観察会の参加人数	人	242	270	300	188	299	100	
ごみ排出量	トン	20,484	20,076	18,252	18,290	15,527	125	
ごみのリサイクル率	%	23.8	23.9	24.2	26.4	26.0	107	
預かり保育を実施する市立幼稚園数	園	0	1	2	2	2	100	
小学校数	校	15	14	12	12	12	100	
中学校数	校	8	6	5	5	5	100	
生涯学習講座への参加者総数	人	14,718	15,800	22,000	22,145	19,661	89	
生涯学習講座の実施回数	回	506	520	790	1,348	1,303	165	
市民1人あたりの図書館貸出冊数	冊	2.4	2.5	3.0	2.3	2.4	80	
市民文化会館自主文化事業入場者数	人	6,912	7,000	7,000	7,719	4,695	67	
市民1人あたりの市民文化会館利用回数	回	2.4	2.5	3.0	1.9	1.8	60	
郷土資料館利用者数	人	4,543	8,000	9,000	5,368	5,566	62	
市民1人あたりのスポーツ施設利用回数	回	7	11	17	7	7	41	
週に1回以上スポーツを行つた人の割合	%	27.0	51.0	55.0	27	28.6	52	
総合型地域スポーツクラブ登録者数	人	3,220	4,000	7,000	2,691	2,737	39	
特定非営利活動法人認証団体数	団体	4	4	6	6	5	83	累積値
意見募集に対する意見数	件	1	7	10	4	4	40	
審議会等女性委員の比率	%	25.3	30.0	50.0	29.2	30.3	61	
国際交流協会の会員数	件	0	20	40	66	68	170	

1-4 市民アンケートの結果

1-4-1 アンケートの対象及び回収率等

無作為抽出した市内に居住する 16 歳以上、75 歳未満の男女 1,500 人（平成 17 年度は 1,800 人）と社会教育関係者 52 人を対象に、一昨年 9 月から 10 月を期間に「生涯学習基礎調査」を実施した結果、724 人から回答（回収率 46.9%、前回は 35.2%）していただきました。

男女別では、男性が 344 名（47.5%）、女性が 375 名（51.8%）、無回答が 5 名（0.7%）で、女性の回答率は 20 代が多く、年代が上がるにしたがって男性の回答率が高くなる傾向がみられました。

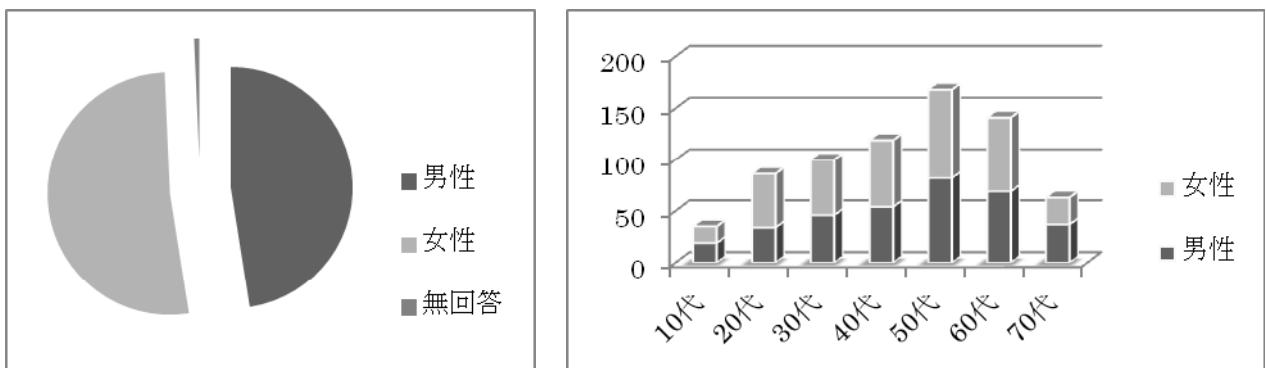


図 アンケートの回答割合

1-4-2 アンケートの結果概要

このアンケートは 5 カ年ごとに実施していますが、「生涯学習を行っている」と答えた人の割合が前回（平成 17 年度）と比較して 1.6 ポイント、前々回（同 12 年度）と比較して 4.5 ポイント増え、また頻度についても「年に数回」が減って「月に 1 回」あるいは「月に数回」が増えるなど着実に生涯学習に親しんでいることが伺える半面、「仕事や家事が忙しい」と答える方が増え、「きっかけがつかめない」とする人も 16.5% いるなど、動機付けが必要です。

さらに、年代別で高齢層は比較的自由に学習の機会を得られるものの、若年層はどうしても平日の夜や土・日曜日にしか生涯学習の時間を割くことができず、したがって公民館の利用者も限定されています。

加えて、岩手県が行ったアンケート¹⁰と比較すると、県全体では「自治会やボランティアにその成果を生かしている」と答えた割合が多いのに対して、釜石市の場合は「余暇」が 30.9% あるのをはじめとして、「家庭生活や仕事」に生かしています。同時に、学習の情報についても岩手県の場合「催事情報などのほかに文化・伝統やボランティア情報を入手したい」と答えている（どちらも各々 17.0%）のに比較して、釜石市の場合はそれぞれ 10.4%、4.6% にとどまっていることが分かりました。

10 岩手県教育委員会が平成 22 年 3 月、県内に居住する 1,200 人を対象に実施した「県民の生涯学習に関する調査（同年 7 月公表」による。

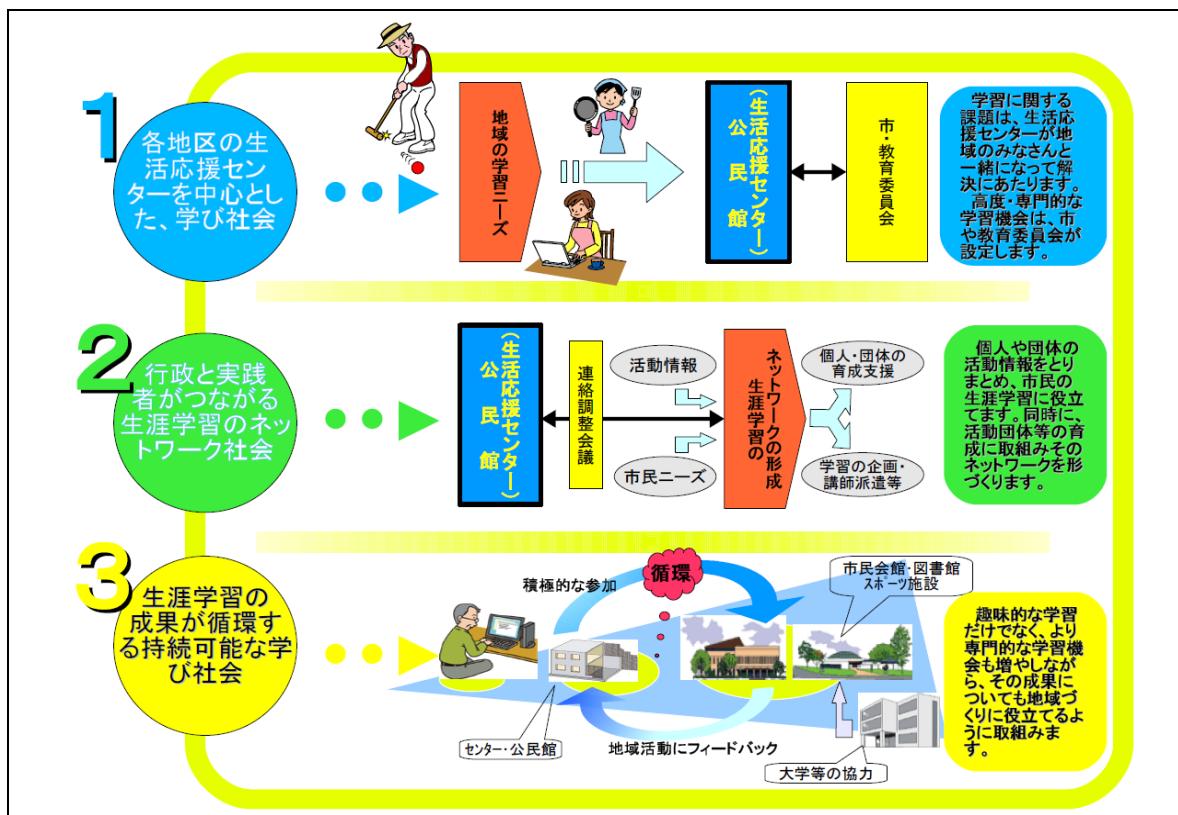
第2章 生涯学習推進計画の基本的な考え方

2-1 計画の位置付け

2-1-1 計画の趣旨

東日本大震災によって、市民文化会館や学校をはじめ、公民館、公民館分館、集会所などの生涯学習関連施設が大きな痛手を被りました。これらについては、釜石市復興まちづくり基本計画に基づいて施設の復旧を急ぐこととし、釜石市生涯学習推進計画は、先ずは震災津波後の「生活応援センターを中心とした学び社会」と「生涯学習のネットワーク社会」の再構築を図りながら「持続可能な参画社会」の実現を目指してまいります。

同時に、本計画は釜石市復興まちづくり基本計画のもとに生涯学習の視点から生涯学習分野における目標や方針、施策を示し、生涯学習における最上位の計画として位置付けます。



図：釜石市生涯学習推進計画が目指す三つの社会

2-1-2 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から向こう10カ年間とし、28年度までを前期、29年度から33年度までの5カ年間を後期とします。

なお、前期の5カ年を集中復興期間と捉えて施設や関係ネットワークの復興を進めますが、この時点で生涯学習をめぐる環境に著しい変化があった場合には、計画の見直しを行います。

2-2 基本方針

この計画の基本方針は、本市が一日でも早く震災から復興してもとの姿を取り戻しながら、質の高い学びが個人の教養を高め充実した生活に反映されその成果が力強い地域社会の形成にも生かされつつ持続し、これによって地域が振興・発展するよう

学びと実践が循環する生涯学習社会をめざして — 復興、そして振興へ —

とします。

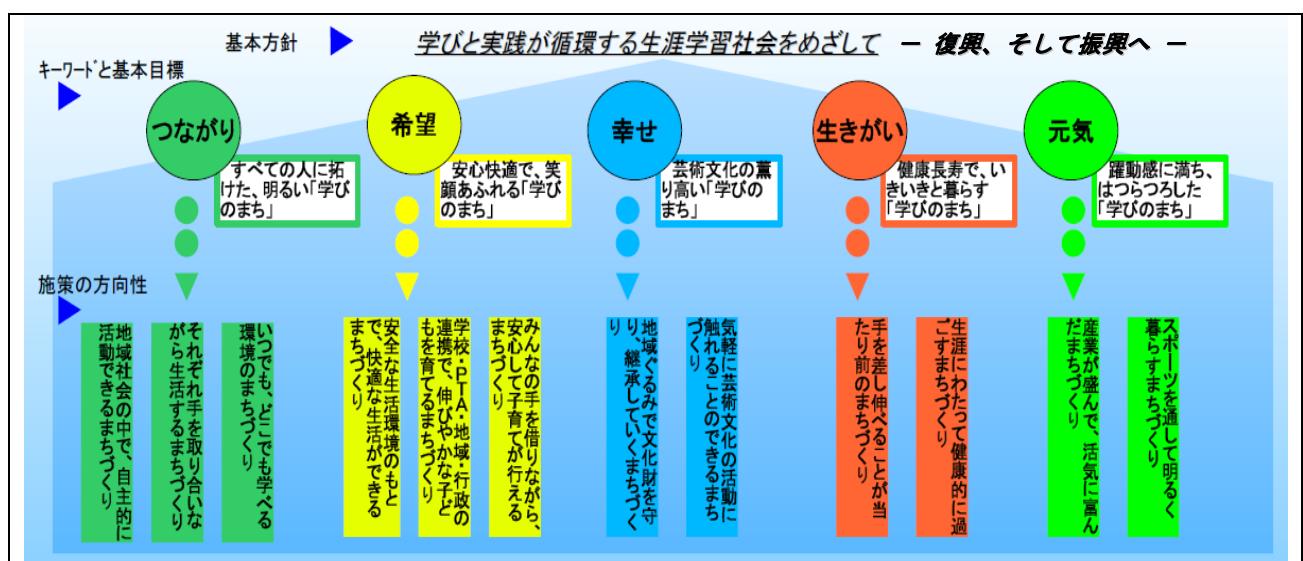
2-3 基本目標

本計画の基本目標は、「元気」「生きがい」「幸せ」「希望」「つながり」の五つのキーワードのもと、以下のとおり設定します。

- | | | |
|-----|--------|---------------------|
| I | [つながり] | 全ての人に拓けた、明るい学びのまち |
| II | [希望] | 安心快適で、笑顔あふれる学びのまち |
| III | [幸せ] | 芸術文化の薫り高い学びのまち |
| IV | [生きがい] | 健康長寿で、いきいきと暮らす学びのまち |
| V | [元気] | 躍動感に満ち、はつらつとした学びのまち |

2-4 施策の体系

第2次釜石市生涯学習推進計画を推進する基本目標、施策の方向性及び具体的な施策は、次のとおりとします。



図：釜石市生涯学習推進計画の基本方針、基本目標及び施策の方向性

表 施策の体系

基本目標	施策の方向性	具体的な施策
I 全ての人に拓けた、明るい学びのまち	いつでも、どこでも学べる環境のまちづくり	生涯学習環境の復旧 生涯学習推進体制の整備 生涯学習ネットワークの形成
	それぞれ手を取り合いながら生活するまちづくり	男女共同参画の推進 交流の場の創出
	地域社会の中で、自主的に活動できるまちづくり	地域・部門別リーダーの育成 社会参加の促進
	みんなの手を借りながら、安心して子育てが行えるまちづくり	幼児教育の充実
		地域ぐるみの子育てへの支援
		特色ある学校経営の展開
	学校・P T A・地域・行政の連携で、伸びやかな子どもを育てるまちづくり	学校施設等の整備
		安全な生活環境のもとで、快適な生活ができるまちづくり
	III 芸術文化の薫り高い学びのまち	防災や生活環境に関する学習
		芸術文化活動の推進 社会教育施設等の充実
		地域ぐるみで文化財を守り、継承していくまちづくり
IV 健康長寿で、いきいきと暮らす学びのまち	生涯にわたって健康的に過ごすまちづくり	乳幼児の健康づくり 成人の健康づくり 高齢者の健康づくり 食育 ¹¹ の推進
		特別支援の充実
		高齢者の生きがいづくり
		手を差し伸べることが当たり前のまちづくり
	スポーツを通して明るく暮らすまちづくり	生涯スポーツの推進 競技スポーツの振興
		体育施設の利用促進 体育施設の整備
V 躍動感に満ち、はつらつとした学びのまち	産業が盛んで、活気に富んだまちづくり	職業の知識を高める学習

11 生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、地産地消の推進、健康の確保などが図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と、選択する判断力を楽しく身につけるための学習などの取り組み。

第3章 施策の展開

3-1 ライフステージに応じた学習機会の提供

人々が社会の中で生きていく中で、人生の節目ごとに必要な学びがあり、そこには新しい課題に出会い、それを取り込み解決しながら成長し、またそこから新しい学びへと発展していきます。

这样に人は学び続けて生涯を終えるまで成長し、発達します。幼年期や青少年期だけでなく、中高年期から老年期においても学びは自己を充実させ、生きがいや潤いをもたらし、いきいきとした未来への希望を生み出します。美しいものに触れる、新しいものをつくる、初めてできたという感動を味わう、そのような学びの一つひとつから、昨日とは違う自分が見え、人生の質が向上し、生きていく活力がみなぎります。

このため、学びたい市民が必要な時に自ら学ぶことができるよう、幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージにおける多様なニーズを把握し、それに応じた学習機会を提供することが必要になってきます。

3-1-1 現状と課題

市民の生涯学習活動は、「行っている」と回答した割合が10年前の調査と比較して4.5ポイント増えて49.7%となるなど着実に進んでおり、公民館や集会所、学校施設などの利用者も増加していることから、生涯学習全般への取り組みの成果が表れていると思われる一方で、生涯学習していない方の16.8%が「きっかけがつかめない」と答えており、生涯学習を充実するために「市民が生涯学習の必要性を認識すること」が大事と答えている(13.6%)こともありますから、積極的に動機付けをしていくことが重要です。

また、仕事や家事などで生涯学習する時間がないと答えた人が41.8%あるため、特に成年期を対象とした講座等の開催時間帯などの対応について、60代未満における公民館の利用向上策とともに検討が必要です。

さらに、「これから学習したいこと」では、それぞれの年代層によって趣向が異なり多種多様であることからそのニーズにきめ細かに応えつつ、中でも健康づくり(16.8%)やスポーツ・レクリエーション(11.8%)の要望が割合として高いので、学習の機会を提供し続けることが今後においても課題となります。

加えて、「今後利用したい学習の機会」では、市で行う講座や教室(19.8%)のほかにも、スポーツクラブやサークル活動(25.0%)、民間の教養セミナー(11.4%)を要望する声も強く、引き続き生涯学習に関連する民間団体の育成及び支援を行っていかなければなりません。また、「本を読んでいない」と回答した方が高齢者や若年層を中心に全体で27.6%いることが判明しており、生涯学習を進めるうえでの大きな課題です。

3-1-2 施策の方向性

ライフステージに応じた学びを、乳幼児期～学齢期～成人期～高齢期に分けて考え方を整理すると以下のとおりになりますが、現代社会の複雑かつ多様化する困難を乗り越えていくためには、個人の学習で完結するのではなく、その学びをきっかけにしてボランティア活動や地域づくり、社会貢献などの実践に結び付けなければなりません。また、当面東日本大震災によって仮設住宅での生活を余儀なくされている方々は生涯学習に必要な物も十分ではないため、心のケアと同時に生涯学習の環境を整えていくことが重要です。

表 ライフステージに応じた学びの考え方

■乳幼児期の学び 乳幼児期には、豊かな心や学習する意欲を養い、基本的な生活習慣を身につけることが大切です。また、育児ノイローゼや子どもへの虐待などの社会問題が深刻化しているため、親子の学習機会や仲間づくりの機会を提供することも必要です。
■学齢期の学び 児童生徒数が減少する中で、学習意欲の向上や生活習慣の確立、登下校時の安全確保、ネグレクト ¹² 等に対応するため、学校だけではなく、家庭や地域、行政機関等と協力し教育活動を展開することが必要です。また、学校でも、特に小・中学校が連携しながら教育内容も充実していくことが大事です。
■成人期の学び 成人期は、生活上や職業上において様々な問題を抱えていることから、今日的な課題にも対応した学習機会が必要であると同時に、伝統文化や知識などを次代に伝える指導的な役割も求められます。このため、多様で高度な学習機会ばかりでなく、学習活動や社会貢献への積極的な参加を促すことも重要です。
■高齢期の学び 高齢者が心身ともに自立した生活を送り、生きがいを持って明るく、安心して暮らすためには、地域福祉が重要となります。また、高齢者の生きがいづくりのため、芸術・文化・スポーツをはじめとする学習機会の提供と社会参加の機会の拡大が必要となってきます。
■学習から実践へ 多様な機会をとらえて学習した後は、学習者同士や地域の方々と協調し、コミュニケーションを保ちながら指導者やボランティア活動などへと、さらに一步踏み出すことが求められます。このことにより、自主的な社会参加活動を通じたいきいきとした地域社会の形成に大きな成果が期待されます。

第2章の基本的な施策を本章では各項別に分けています。それを示すと以下のとおりです。

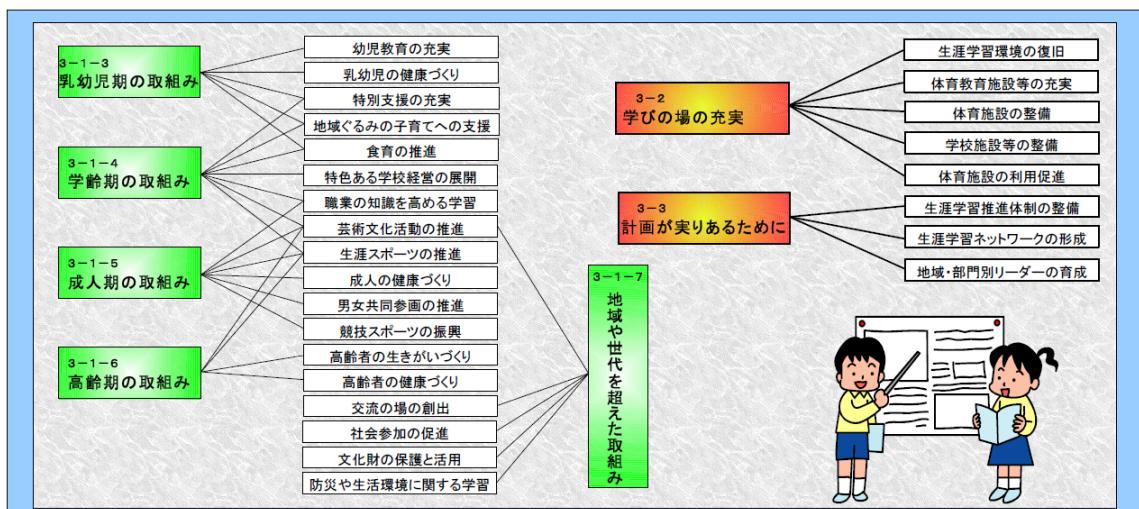


図 第2章の施策と第3章の関係図

12 自らの実子、特に自立性の低い幼児や低年齢児童の養育を著しく怠ることを指す場合が多く、児童虐待や高齢者虐待の一つとして用いられます。一般的には育児放棄に用いられます。

3-1-3 乳幼児期の取り組み

本市では、乳幼児や保護者、あるいはこれから子育てを迎える人を対象にブックスタート事業¹³やもぐもぐごっくん事業、パパママ準備教室を開催しているほか、子育て支援センターでは子育てサークルを育成するなどネットワークづくりに努めています。同時に、母子保健推進員の活動をはじめとする乳幼児の健康を守る事業や障がいを有する子どもたちの支援（特別支援）、食育、幼児教育の推進にも力を入れています。

今後は、特に子育て世代の支援に重点を置き、東日本大震災によって地域のコミュニティが寸断されていることも考慮しながら、家庭教育の必要性を広く理解してもらうため、家庭教育に関する情報の提供や学習機会の充実、子育ての仲間づくりを進め、家庭が教育機能を十分に発揮することができるよう取り組みます。また、特別支援、健康づくり、少子化対策などについても、幼保の一体化（次図）とともに引き続き重点的に進めます。

そして、震災津波によって多くの市民が少なからずその影響を受けていることから、このような状況にあっても安心して子育てが行えるよう、また、乳幼児がすくすく育つことができるよう環境を整えてまいります。

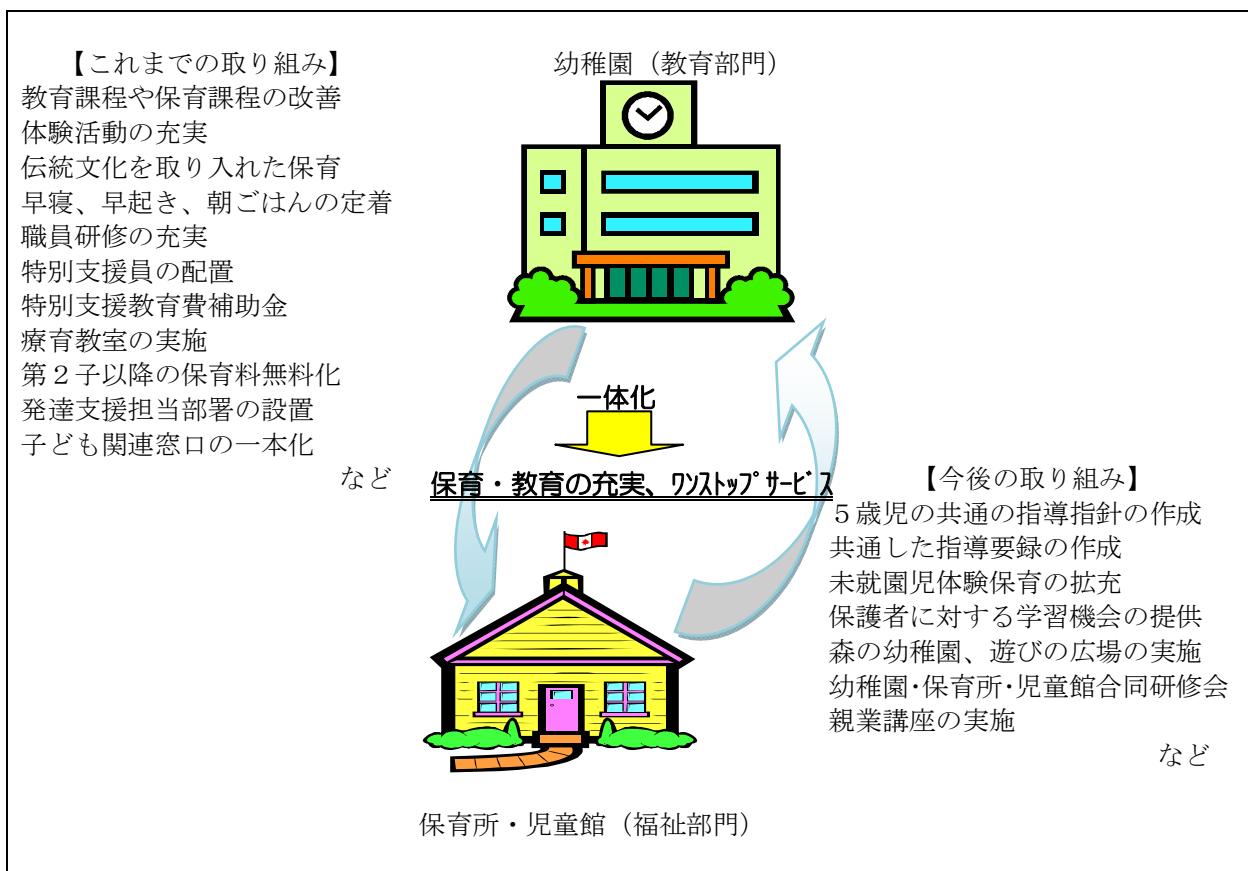


図 幼保一体化のイメージ

13 1992年にイギリスのバーミンガムで始まった「赤ちゃんと本を通して楽しい時間を分かち合うこと」を応援する活動で、釜石市では、全ての赤ちゃんと保護者に絵本をプレゼントし、その絵本によって情操教育、子育ての支援を行っています。

(1) 主要な施策

- 地域ぐるみの子育てへの支援
- 幼児教育の充実
- 特別支援の充実
- 乳幼児の健康づくり
- 食育の推進

(2) 事業の体系

表 乳幼児期を中心とした事業

施策	事業名	担当課
地域ぐるみの子育てへの支援	1. 子育て応援（かまリン）カード事業 2. ファミリーサポートセンター事業 3. 子育てボランティア養成講座 4. 子育て応援ガイドブックの発行 5. 地域子育て支援センター事業 6. 父親の子育て力向上推進事業 7. ひとり親家庭支援事業 8. 家庭教育子育て支援事業 9. 春の交通安全教室 10. 園児お絵かき列車 11. 平田ひよこ教室 12. 乳幼児子育て支援事業（おおきくなあれ！ちびっこクラブ） 13. 子育て支援教室「ひまわり教室」 14. 子どもの生活リズム向上「RHYTHM プラン」の推進 15. ブックスタート整備充実事業 16. 親と子の映画会 17. 土曜おはなし広場 18. 図書館こどもまつり 19. 七夕会、クリスマス会 20. 未就園児の体験保育・園庭開放 21. 保育所・幼稚園保育料無料化事業【新規】	子ども課 子ども課 子ども課 子ども課 子ども課 子ども課 子ども課 生涯学習スポーツ課 市民課 市民課 平田地区生活応援センター 小佐野公民館 唐丹公民館 生涯学習スポーツ課 市立図書館 市立図書館 市立図書館 市立図書館 市立図書館 幼稚園・保育所・児童館 子ども課
幼児教育の充実	1. 児童館管理運営事業 2. 幼小連携事業 3. 心豊かな子ども育成事業【新規】 4. 幼児ことばの教室 5. 幼稚園就園奨励費補助 6. 小学校との交流活動 7. 5歳児共通の指導指針の作成 8. 共通した指導要録の作成	子ども課 総務学事課 子ども課 子ども課 子ども課 幼稚園・保育所・児童館・小学校 子ども課 子ども課
特別支援の充実	1. すくすく親子教室運営事業 2. 障がい児地域療育支援事業 3. 特別支援員の配置 4. 私立幼稚園への特別支援教育費補助金 5. 特別支援保育事業	子ども課 子ども課 子ども課 子ども課 子ども課
乳幼児の健康づくり	1. すこやか子ども相談 2. 母子健康手帳交付時妊婦相談 3. パパママ準備教室 4. 新生児・乳幼児訪問指導 5. 妊産婦訪問指導 6. 産後うつスクリーニング 7. もぐもぐごっくん教室 8. 母子保健推進員活動	健康推進課、各地区生活応援センター 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課

	9. こんにちは赤ちゃん事業 10. ベビーマッサージ教室	健康推進課 健康推進課
食育の推進	1. もぐもぐごっくん教室（再掲） 2. 2歳児いい歯健康診査 3. 4歳6ヶ月児発達検査 4. すこやか子ども相談（再掲） 5. 保育園、幼稚園、児童館への食育支援 6. 給食だよりの発行、郷土食の提供、食育デーの開催	健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 認可保育所



図：すこやかサポートセンターとブックスタート事業

3-1-4 学齢期の取り組み

人口の減少などを背景に小学校から高校までの学校統合を進めましたが、その中でも食育や環境教育をはじめ、本市固有の鉄づくりを根幹とした人材育成、勤労観、職業観を育てるためのキャリア教育¹⁴など、現代的な課題にも対応した学習を積極的に取り入れているほか、特別支援教育支援員¹⁵の配置、小中学校ラーニングサポート事業¹⁶、かまいしコミュニティスクール推進事業¹⁷、あるいは今回の大震災において子どもたちが実践に生かすことができた地域と一緒に進める防災教育、いのちの教育など、独自の事業を展開しています。

子どもたちの「生きる力」の欠如が課題となっている中で、さらに震災によって子どもたちを取り巻く環境が大きく変化するとともにPTSD¹⁸なども心配されますが、今後とも各学校が家庭や地域社会との連携を深め、子どもたちの安全な居場所を確保するとともに、地域ぐるみで子どもたちを守り、育てる環境について整える必要があります。

14 将来を担う若者たちに勤労観、職業観を育み、自立できる能力をつけることを目的とする意味合いが深くなっています。これに基づいたインターンシップ推進や地域人材の活用などが行われ、一般的にこれらを総じて「キャリア教育」と呼称されています。

15 障がいによる困難を克服し教育の充実を図るため、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）高機能自閉症、身体的障がいのある児童生徒に対して、学校生活での介助をする介助員や学習活動を行う上での支援を行う学習支援員。

16 小学校低学年での就学前からの円滑な接続や特別な支援を必要とする児童生徒への対応、あるいは新学習指導要領により国語、算数、数学や体育時間の増加などによる教員の負担を軽減し、きめ細かな指導を行うなどサポートする職員を配置する事業。

17 地域と協働しながら取り組む活動に対して支援する制度で、風土や伝統、有形無形の財産を活用して郷土理解を深める活動、郷土に誇りや愛着を育てるための活動、地域の人材活用、地域に元気を与えるような活動に交付金を支出しています。

18 Post traumtic stress disorder（心的外傷後ストレス障害）の略。危うく死ぬ若しくは重傷を負うような出来事の後に起き、心に加えられた衝撃的な傷が元となって様々なストレス障害を起こす疾患のこと。

また、子どもたちの将来の職業選択に備えた学習の機会や芸術文化の鑑賞の機会、体力や体位の向上についても関係機関との連携を深めながら充実していきます。併せて、これからも人口が減り続ける予想のもと、被災した学校の併設も含め、今後は小学校と中学校における一貫した教育や小中連携、幼小連携、中高連携（下図）を一層深めながら、創意工夫を生かした教育課程の編成などの特色ある学校経営を進め、上級教育機関への滑らかな接続と児童生徒の確かな学力、及び豊かな心、たくましい心身の育成に努めます。

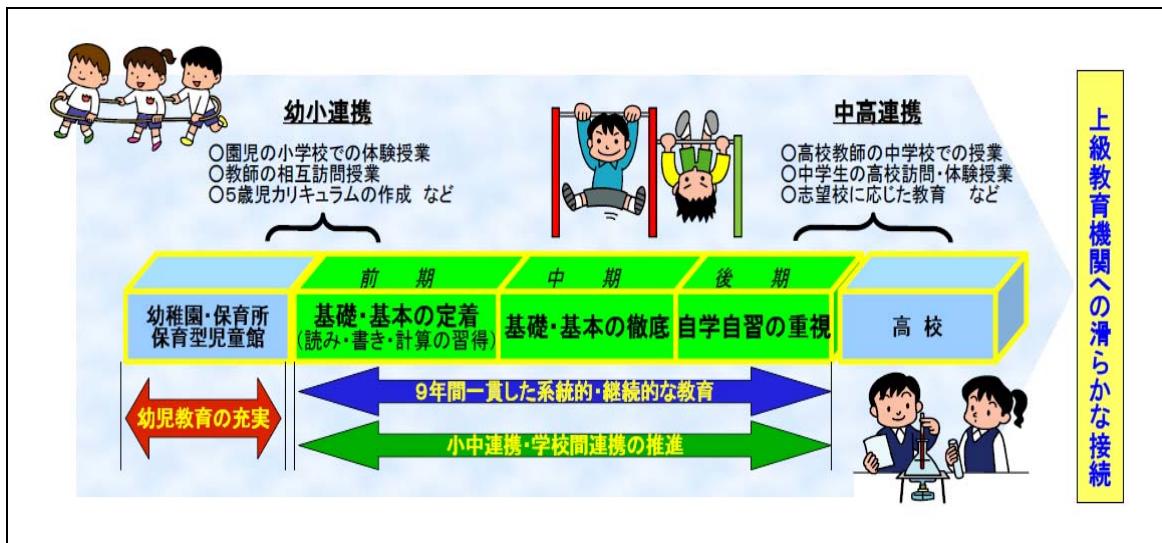


図 幼・小・中・高連携のイメージ

（1）主要な施策

- 特色ある学校経営の展開
- 特別支援の充実
- 地域ぐるみの子育てへの支援
- 生涯スポーツの振興
- 芸術文化活動の推進
- 職業の知識を高める学習
- 食育の推進

（2）事業の体系

表 学齢期を中心とした事業

施策	事業名	担当課
特色ある学校経営の展開	1. 幼小連携（再掲） 2. 総合的な学習の推進 3. 情報教育 4. 釜石市育英会奨学金制度 5. 英語指導助手設置事業 6. 学校図書館の充実 7. 小中学校ラーニングサポート事業 8. 防災教育 9. かまいしコミュニティスクール推進事業	総務学事課 総務学事課 総務学事課 総務学事課 総務学事課 総務学事課 総務学事課 総務学事課 総務学事課・防災危機管理課 総務学事課

	10. ことばの教室 11. 学校支援地域本部事業 12. 思春期講演会	総務学事課 生涯学習スポーツ課 男女共同参画室
特別支援の充実	1. 特別支援教育支援員の配置 2. 特別支援教育費補助	総務学事課 総務学事課
地域ぐるみの子育てへの支援	1. 納税書道展 2. 中学生の「税についての作文」コンクール 3. 春の交通安全教室（再掲） 4. 通学路における街頭活動 5. 新入学児童交通安全記念品贈呈式 6. 夜光反射材普及啓発活動 7. 交通安全ポスターコンクール 8. 交通マナーアップモデル校 9. キッズトレインの運行 10. 種をまこう学校訪問 11. 人権マンガ展 12. 弁論大会開催支援 13. 釜石地区（釜石小学校、白山小学校）わんぱく広場 14. 平田キッズクラブ 15. 小佐野寺子屋（サマー、ワインター、春休み）事業 16. 小佐野ふれあいデー 17. 家庭教育学級支援事業 18. とうに寺子屋教室 19. 赤ちゃんふれあい体験事業 20. 学童育成クラブ運営事業 21. 児童館管理運営事業（再掲） 22. 児童館母親クラブ活動費補助 23. 少年センター街頭補導 24. 児童家庭相談事業 25. 養育訪問相談事業 26. イングリッシュキャンプ 27. ワン・ワールド・フェスタ 28. グリーンツーリズム事業 29. 楠ノ木平サマースクール 30. 親子木工教室 31. 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 32. 子どもの読書活動推進事業 33. 学習支援室設置事業【新規】 34. 教育振興運動 35. 釜石市P T A連合会補助金 36. 放課後子ども教室推進事業 37. 釜石市読書感想文コンクール事業	税務課 税務課 市民課 市民課 市民課 市民課 市民課 市民課 市民課 市民課 市民課 市民課 市民課 市民課 市民課 市民課 釜石公民館 釜石公民館 小佐野公民館 小佐野公民館 小佐野公民館 唐丹公民館 健康推進課 子ども課 子ども課 子ども課 子ども課 子ども課 子ども課 子ども課 国際交流室 国際交流室 観光交流課 水産農林課 水産農林課 総務学事課 総務学事課、生涯学習スポーツ課、市立図書館 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 市立図書館
生涯スポーツの振興	1. 学校文化体育振興会運営費補助 2. 岩手国体選手育成事業補助金【新規】 3. 釜石健康マラソン大会 4. 釜石・大槌地区小中学校体育連盟負担金 5. 市長杯スポーツチャバラ大会	総務学事課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課
芸術文化活動の推進	1. 学校文化体育振興会運営費補助（再掲） 2. 岩手県青少年劇場開催事業 3. 伝統文化こども教室事業 4. 図書館「ふれあい通信」の発行 5. 釜石市民文化会館自主文化事業（中学校芸術鑑賞事業）	総務学事課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 市立図書館 市民文化会館
職業の知識を高める学習	1. ものづくり産業フェア開催補助金（ものづくり人材育成事業） 2. ものづくり体験教室（ものづくり人材育成事業） 3. キャリア教育（職場体験等） 4. 鉄づくり体験事業	商工労政課 商工労政課 総務学事課 生涯学習スポーツ課
食育の推進	1. 小学生、中学生、高校生への食育支援 2. 食育や学校給食に対する理解の促進・啓発	健康推進課 総務学事課

	3. 子どもの生活リズム向上「RHYTHM プラン」の推進（再掲） 4. 朝から！チャレンジクッキング事業等 5. 食育推進事業（学校訪問による食に関する指導） 6. プロが教えるお魚料理講座【新規】	生涯学習スポーツ課 健康推進課・各公民館 学校給食センター 水産農林課
--	---	--



図：親子田植え体験会と海と山の自然学校

3－1－5 成人期の取り組み

成人期は、時間的な制約を抱えることが多く学習機会の谷間に置かれた年代ですが、本市では、勤労青少年ホーム事業や公民館を活用した様々な活動のほかにも、生涯学習出前講座などを通じて学習機会を提供すると同時に、健康マラソン大会や歩け歩け運動など、各種スポーツ大会を開催することで体力の向上及び健康の保持に努め、さらに、ラグビーやトライアスロンをはじめとする競技スポーツの振興にも取り組んでいます。

一方、男女共同参画社会を迎える、またインターネットの普及などを背景に市民の学習意欲も多様化していることから、これからも、市民一人ひとりの個性や能力を生かし、生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランス¹⁹などの今日的な課題にも配慮しながら、芸術文化活動はもとより地域にある様々な資源を次代に伝え、震災被害からの復興を担う中核の年代でもあるこれら指導者やリーダーの養成に向けて配慮します。また、地域の研究機関や大学、生涯学習推進センターなどの関係機関の協力を得、より質の高い学習機会を提供します。

同時に、東日本大震災に伴う幅広い産業の急激な収縮の中で、雇用の確保は極めて重要な課題であることから、関係機関との連携・協力により緊急的な雇用の創出を図るとともに、企業ニーズと地域の実情に対応した技術の習得機会を提供し、起業支援、経営支援など企業の育成と強化に努めながら、ものづくりの伝統を継承するための人材育成を推進します。

さらに、仕事や子育てが生活の中心となる成人期では、時間的制約から公民館活動をはじめとした生涯学習を享受する機会が少ない実情を改善していくため、仕事帰りや休日、家事や育児の合間など個々の生活リズムに合わせて生涯学習の機会を提供します。

¹⁹ 仕事と生活の調和のことで、近年は仕事のために他の私生活の多くを犠牲にしてしまう仕事中毒（ワーカホリック）状態となり、うつ病に代表される精神疾患を患ったり、過労死や自殺、家庭崩壊などの悲劇を生む事例が後を絶たなくなつたことから、仕事と生活のアンバランスが原因で引き起こされる多くの悲劇を抑えようと、ワーク・ライフ・バランスが呼ばれるようになった。

(1) 主要な施策

- 成人の健康づくり**
- 男女共同参画の推進**
- 生涯スポーツの推進**
- 芸術文化活動の推進**
- 職業の知識を高める学習**
- 競技スポーツの振興**

(2) 事業の体系

表 成人期を中心とした事業

施策	事業名	担当課
成人の健康づくり	1. 健康相談 2. スクラムメイト事業 3. いきいき広場 4. わくわく広場 5. 釜石公民館サテライト講座 6. ゆうゆう広場（釜石公民館事業） 7. 健康教室 8. 健康介護相談会 9. ゆう遊講座 10. 甲子出前講座 11. かつつおでんせ講座 12. 健康教育（もの忘れ予防教室、生活習慣病予防教室、健康教室等） 13. はづらつ健康教室 14. ホームヨガ教室 15. 唐丹体操の普及 16. 家族介護教室 17. 働く婦人の家定期講座	各地区生活応援センター 各地区生活応援センター 釜石公民館 釜石公民館 釜石公民館 平田地区生活応援センター 平田地区生活応援センター 小佐野公民館 甲子公民館 甲子公民館 甲子公民館 甲子公民館 甲子公民館、唐丹地区生活応援センター 甲子公民館 唐丹地区生活応援センター 地域包括支援センター 働く婦人の家
男女共同参画の推進	1. 男女共同参画サポーター養成の支援 2. 男女共同参画まちづくり市民大学 3. くろがね・ぎやざりんぐ・ぶれーす事業 4. 男の料理教室 5. 甲子女性セミナー 6. 釜石いきいきクラブ 7. 実年ひろば 8. 山びこ女性教室 9. パパママ準備教室（再掲） 10. 働く婦人の家定期講座（再掲）	男女共同参画室 男女共同参画室 男女共同参画室 各公民館 甲子公民館 甲子公民館 鵜住居公民館 栗橋公民館 健康推進課 働く婦人の家
生涯スポーツの推進	1. みんなでウォーキング 2. はづらつ健康教室（再掲） 3. 運動教室 4. 働く婦人の家自主グループ活動 5. 釜石健康マラソン大会（再掲） 6. 歩け歩け運動 7. 市長杯スポーツチャンバラ大会（再掲） 8. 釜石市スポーツ推進委員協議会事業 9. 勤労青少年ホーム事業 10. 釜石市体育協会補助金	甲子公民館 甲子公民館 鵜住居公民館 働く婦人の家 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課

芸術文化活動の推進	1. みなとかまいし歴史講座 2. いきいき市民カレッジ（教養・生活ものづくりコース） 3. ふるさと探訪 4. どうに昔まち並み写真館【新規】 5. 働く婦人の家まつり（舞台発表会・チャリティダンスパーティ・スポーツ交流会・作品展示発表会） 6. 働く婦人の家定期講座（再掲） 7. 釜石市民文化会館自主文化事業 8. 釜石市民芸術文化祭開催事業	釜石公民館 小佐野公民館 鶴住居公民館 唐丹公民館 働く婦人の家 働く婦人の家 市民文化会館 生涯学習スポーツ課
職業の知識を高める学習	1. パソコン教室 2. 地域産業担い手育成支援事業（雇用対策事業） 3. 釜石地域雇用開発協会負担金（雇用対策事業） 4. 中小企業育成支援事業補助金（釜石・大槌地域産業育成センター）	各公民館 商工労政課 商工労政課 商工労政課
競技スポーツの振興	1. 各種スポーツ大会開催補助金 2. ラグビックドリーム事業 3. 2016 いわて国体開催事業 4. 釜石はまゆりトライアスロン国際大会補助金 5. 釜石シーウェイブスRFC支援事業 6. 岩手国体選手育成事業補助金【新規・再掲】 7. アスレチックトレーナー等育成事業【新規】 8. 仙人峠マラソン大会負担金 9. ラグビーワールドカップ誘致推進事業【新規】	生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 リーディング事業推進室



図：かつての釜石はまゆりトライアスロン国際大会と釜石ラグビーウィンターフェスティバル

3-1-6 高齢期の取り組み

人生 80 年時代が到来し、高齢者が日々の生活を健康で過ごすとともに、社会参加の機会を通して豊かな知識と人生経験を十分に発揮し、また、生きがいを持ち続けながら地域に貢献していくことが大切です。

本市では、高齢者の自発的な学習意欲を高めることを目的に、公民館での各種教室や世代間交流事業などの多岐にわたる講座の開催、自主的な活動グループに対しても学びの場を提供し、ニュースポーツの普及などにも取り組みながら高齢者の仲間づくりや生きがいづくりを進めてきました。

今後は、これまで活動に参加できなかった方々が積極的に参加可能な環境を整え、震災からの復旧、復興を進める中にあって多くの高齢者が楽しく、充実した生活を送ることができるような施策を展開するとともに、経験や知識、技能を社会に還元・継承していくような機会についても設けて、高齢者にもまちづくりの一翼を担っていただきます。

特に、本市の場合男性の平均寿命が、国・県の平均を下回っていることから、保健・医療・福祉・介護分野において連携を強固にして、高齢者が笑顔に輝き地域の絆により安心して暮らすことができるための施策についても重点的に推し進めます。

(1) 主要な施策

- 高齢者の生きがいづくり
- 高齢者の健康づくり
- 生涯スポーツの推進
- 芸術文化活動の推進

(2) 事業の体系

表 高齢期を中心とした事業

施策	事業名	担当課
高齢者の生きがいづくり	1. 高齢者に対する交通安全教室 2. ドライバーズ・クリニック 3. 高齢者サロン 4. スクラムメイト事業（再掲） 5. 公民館自主活動グループ等支援 6. パソコン教室（再掲） 7. かまいし青空広場 8. ディサービスふれあい教室（支援事業） 9. いきいきシルバー教室 10. 山びこ生き生き教室 11. 高齢者サポート拠点設置運営事業【新規】 12. 釜石市敬老会開催事業 13. 老人クラブ活動費補助金 14. 老人福祉センター運営事業 15. 高齢者の携帯電話活用日常生活支援事業 16. 閉じこもり等予防事業 17. 老人クラブ補助金	市民課 市民課 各地区生活応援センター 各地区生活応援センター 各公民館 各公民館 釜石地区生活応援センター 甲子公民館 鵜住居公民館 栗橋公民館 高齢介護福祉課 高齢介護福祉課 高齢介護福祉課 高齢介護福祉課 地域包括支援センター 地域包括支援センター 高齢介護福祉課
高齢者の健康づくり	1. 保健師・栄養士による巡回相談 2. スクラムメイト事業（再掲） 3. 健康教室・健康相談（再掲） 4. 地域健康講座 5. なごみ教室 6. ウォーキング教室 7. いきいきシルバー教室（再掲） 8. 橋野びんしょん組 9. 山びこ生き生き教室（再掲） 10. 遊びリテーションの会（介護予防教室） 11. ささえあいご近所ヘルパー事業 12. 運動器の機能向上事業 13. 介護予防教室・栄養改善教室・口腔教室・運動教室 14. 口腔機能の向上事業 15. 介護予防普及啓発事業	各地区生活応援センター 各地区生活応援センター 各地区生活応援センター 釜石地区生活応援センター 平田地区生活応援センター 小佐野公民館 鵜住居公民館 栗橋地区生活応援センター 栗橋公民館 唐丹公民館 高齢介護福祉課 地域包括支援センター 地域包括支援センター 地域包括支援センター

	16. 健康づくりサポート事業【新規】 17. がん検診推進事業【新規】	健康推進課 健康推進課
生涯スポーツの推進	1. 岩手県民長寿体育祭（いきいきシルバースポーツ大会） 2. 釜石健康マラソン大会（再掲） 3. 歩け歩け運動（再掲）	高齢介護福祉課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課
芸術文化活動の推進	1. 古文書解読講座開催事業 2. かつつ雑学講座 3. 体験！鵜住居の歴史 4. 栗橋探訪 5. 体験 唐丹の歴史 6. 公民館自主活動グループ支援（再掲） 7. 釜石市民芸術文化祭開催事業（再掲）	生涯学習スポーツ課 甲子公民館 鵜住居公民館 栗橋公民館 唐丹公民館 各公民館 生涯学習スポーツ課



図：ニュースポーツ教室とみずき団子づくり教室

3-1-7 地域や世代を超えた取り組み

地域におけるコミュニティの希薄化や子どもたちを取り巻く環境の悪化が進む一方、社会、経済、文化のグローバル化が進み、日常生活でも異なる国家や言語、生活文化を持つ人たちとのつながりを考慮せずに成り立たなくなっています。また、芸術文化の振興は、暮らしの質を高めると同時にゆとりや安らぎを生むことにもなるため、津波などの災害教育や地球環境、消費生活などの喫緊の課題も含めて取り組んできました。

これからも、震災津波による仮設住宅の暮らしから各々の新たな生活圏が形成されていく中で、各公民館や生活応援センターを中心とした世代間や地域間の交流事業をはじめ、関係機関・団体の交流、友好都市・姉妹都市との交流事業、障がい者など社会的弱者を支えるノーマライゼーション²⁰思想の啓発を進め、ともに学び、ともに支え合う社会を形成します。

一方、本市の文化、とりわけ現在も圧倒的なシェアを誇る高級線材や空気圧機器などといった商品に裏打ちされ、150年以上にわたって脈々と受け継がれてきた鉄の歴史文化、そしてものづくりの思想は、将来人々の交流を生んでいく市民の財産でもあります。そのため、

20 1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つで、障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。又は、それに向けた運動や施策なども含まれる。

橋野高炉跡及び関連遺跡のユネスコ世界遺産登録に向けて一層活動を強化すると同時に、史跡や文化財の周知、ものづくり文化の継承、及び自然環境などの固有の資産を活用した人材育成についても、フィールドミュージアム（次図）として取り組んでまいります。



図：フィールドミュージアムのイメージ

（1）主要な施策

- 交流の場の創出
- 社会参加の促進
- 芸術文化活動の推進
- 文化財の保護と活用
- 防災や生活環境に関する学習
- 食育の推進

（2）事業の体系

表 地域や世代を超えた事業

施策	事業名	担当課
交流の場の創出	1. 釜石応援ふるさと大使交流事業 2. 友好都市・姉妹都市交流事業 3. 国際交流事業 4. フランス文化のタベ事業 5. 三陸鉄道園児お絵かき列車展示会 6. 人権マンガ展示会（再掲） 7. 交通安全ポスター展示会（再掲） 8. あおば映画会	総務課 総務課 国際交流室 国際交流室 市民課 市民課 市民課 釜石公民館

	9. 小佐野ふれあいデー（再掲） 10. 中妻地区・小佐野地域会議対抗ニュースポーツ運動会 11. ふれあい広場 12. 高齢者サロン「茶のみーず」 13. 山びこふれあい教室 14. 「唐丹の日」事業 15. 生き生き学級 16. 遊びリテーションの会と小学生の交流会 17. 健康づくりの集い 18. 地域ふれあい活動事業 19. 働く婦人の家まつり（舞台発表会・チャリティダンスパーティー・スポーツ交流会・作品展示発表会・再掲） 20. グリーンツーリズム事業（再掲） 21. 英語指導助手設置事業（再掲） 22. かまいしコミュニティスクール推進事業（再掲） 23. 外国語会話教室 24. 外国人のための日本語会話教室 25. 国際理解講座「あつまれキッズ」（再掲） 26. 釜石はまゆりトライアスロン国際大会補助金（再掲） 27. ラグビーワールドカップ誘致推進事業【新規・再掲】	小佐野公民館 小佐野公民館 甲子公民館 甲子公民館 栗橋公民館 唐丹地区生活応援センター 唐丹公民館 唐丹公民館 健康推進課 地域福祉課 働く婦人の家 観光交流課 総務学事課 総務学事課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 リーディング事業推進室
社会参加の促進	1. ドライバーズ・クリニック（再掲） 2. 交通安全啓発資料の配布 3. 交通安全推進コンクール 4. 飲酒運転をしない、させない署名活動 5. 交通安全マップの作成 6. 公民館自主活動グループ等支援（再掲） 7. 防災講演会事業 8. 防災訓練実施事業 9. ひとり親家庭こころ・なかまサポート事業補助金 10. ふれあい福祉まつり 11. 障がい者コミュニケーション支援事業 12. 市民団体・自主活動グループ学習支援事業 13. アースディ事業 14. 釜石市成人のつどい 15. 新成人への投票啓発活動 16. 自殺対策緊急強化事業【新規】	市民課 市民課 市民課 市民課 市民課 各公民館 防災危機管理課 防災危機管理課 子ども課 地域福祉課 地域福祉課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 選挙管理委員会事務局 健康推進課
芸術文化活動の推進	1. 絵本カーブプロジェクト推進事業【新規】 2. かつつ雑学講座（再掲） 3. 鵜住居町民文化祭 4. 体験！鵜住居の歴史（再掲） 5. 栗橋探訪（再掲） 6. 体験 唐丹の歴史（再掲） 7. こうみんかん劇場（再掲） 8. 働く婦人の家定期講座（再掲） 9. 伝統芸能「釜石虎舞」全国発信事業 10. 釜石市民芸術文化祭開催事業（再掲） 11. 岩手芸術祭巡回美術展開催事業 12. 郷土芸能祭開催事業 13. 古文書解説講座開催事業（再掲） 14. 文化財被災資料等整理公開事業【新規】 15. 各種講演会、講座、企画展の開催 16. 手づくり絵本教室 17. 釜石市民文化会館自主文化事業（再掲）	生涯学習スポーツ課 甲子公民館 鵜住居公民館 鵜住居公民館 栗橋公民館 唐丹公民館 唐丹公民館 働く婦人の家 観光交流課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 市立図書館 市立図書館 市民文化会館
文化財の保護と活用	1. 橋野高炉跡及び関連遺跡世界遺産登録推進事業 2. 有形文化財公開事業 3. 史跡橋野高炉跡整備計画策定事業 4. 埋蔵文化財発掘調査事業【新規】 5. 史跡等周知促進事業【新規】 6. 文化財調査事業 7. 埋蔵文化財保存事業	世界遺産登録推進室 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課

	8. 特別天然記念物保護処理事業	生涯学習スポーツ課
防災や生活環境に関する学習	1. 仮設住宅等地域見守り事業【新規】 2. 文化遺産を生かした釜石再生事業【新規】 3. 環境保全教育促進事業【新規】 4. 被災者の声映像化事業【新規】 5. 津波防災シンポジウム開催事業【新規】 6. 洪水・土砂災害ハザードマップ作成事業 7. 災害時要援護者避難支援対策事業 8. 防災講演会事業（再掲） 9. 防災訓練実施事業（再掲） 10. 地域防災計画改定事業【新規】 11. 防災学習会事業 12. 消費生活センター運営事業 13. 消費生活出前講座 14. 環境未来都市構想推進事業【新規】 15. スマートコミュニティ推進事業【新規】 ふるさとの川ふれあい事業 16. せせらぎスクール事業 17. 自然と親しむ市民のつどい事業 18. ごみ減量出前講座 19. 次世代に継承する自然・環境調査事業【新規】 20. 公衆衛生組合連合会組織育成補助金	地域づくり推進課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 防災危機管理課 防災危機管理課 防災危機管理課 地域福祉課 防災危機管理課 防災危機管理課 防災危機管理課 防災危機管理課 市民課 市民課 リーディング事業推進室 リーディング事業推進室 環境課 環境課 環境課 環境課 環境課 環境課 環境課 環境課 環境課 環境課
食育の推進	1. 栄養教室、栄養改善教室 2. 仮設入居者対象料理教室【新規】 3. 料理教室 4. 食生活改善推進員地区活動 5. グリーンツーリズム活動実践事業 6. 産地直売活動支援事業【新規】	地域包括支援センター 地域包括支援センター 各公民館 健康推進課 水産農林課 水産農林課



図：国際理解講座「集まれキッズ」とふれあい福祉まつり

3－2 学びの場の充実

3－2－1 現状と課題

本市の社会教育施設は、市民文化会館や図書館、公民館、郷土資料館、郷土芸能伝承館などがあり、平成21年10月には旧釜石鉱山事務所を資料展示室として、平成22年8月には市営釜石ビル内に戦災資料館を開設しましたが、東日本大震災によって市民文化会館が大規模損壊、公民館や公民館分館についても一部が全壊や半壊、戦災資料館も流出しました。

そのほかに社会体育施設として市民体育館や陸上競技場などがあるものの、震災のため市民体育館や中妻体育館の屋根が被災するなど、昭和30年代から40年代に建設した施設を中心に補修や耐震改修、改築などの措置を講じる必要があります。

小中学校など学校施設等についても、年次計画で耐震診断及び耐震補強を進めていましたが、震災に伴って鵜住居小学校や唐丹小学校、唐丹中学校、釜石東中学校、鵜住居幼稚園などの損壊が著しく、これまで統合を進めてきた後の学校についても解体のめども立っていない施設が多いなど、建て替え、あるいは周辺の安全面からも今後の利用方針の決定が急がれています。

これら学校施設については、現在、体育施設としての開放や放課後子ども教室としての利用に供されていますが、今後は、高校も含めた空き校舎とともに、その利用を検討する必要があります。

3－2－2 施策の方向性

震災によって被災した学校教育施設や社会教育施設については早期に復旧するとともに、釜石市復興まちづくり基本計画に基づいて公民館や集会所の整備を進め、被災しなかった既存の施設についても計画的に維持補修を行うほか、橋野高炉跡のユネスコ世界遺産登録の推進と併せて新たにインフォメーション機能も整備します。

また、旧釜石鉱山事務所については、旧釜石鉱山事務所活用検討委員会の「保存活用提言書²¹」に基づいた活用の方策について引き続き検討していきます。

スポーツ施設については、2016いわて国体を契機としたスポーツ振興のため、陸上競技場は人工芝化などの整備を行います。同時に、平成31年に開催されるラグビーのワールドカップを復興の象徴と位置付け、当該大会の試合の誘致を進めると同時に、被災した鵜住居地区へのスポーツ施設の集約を検討するなどして多種目の競技に対応するとともに、各種スポーツ大会の誘致についても進めます。

そのほか、耐震改修の必要な保育所、幼稚園、小中学校、スポーツ施設は計画的に設備の充実と改修を行って学習環境を整えます。なお、小川幼稚園は、園児数の減少のため平成23年度において閉園します。

21 平成22年7月提言。当面は展示室として活用し原形を維持するが、資料の収集と調査・公開、地域との連携、ガイドの育成のほか、田中時代の高炉跡の調査、高炉の復元、博物館相当施設としての位置づけを内容としたもので、平成22から24年度において耐震新設計も含めた基本計画を策定することも併せて提言している。

(1) 主要な施策

- 生涯学習環境の復旧
- 社会教育施設等の充実
- 体育施設の整備
- 学校施設等の整備
- 体育施設の利用促進

(2) 事業の体系

表 学びの場を充実するための事業

施策	事業名	担当課
生涯学習環境の復旧	1. 市民文化会館復旧事業【新規】 2. 図書館災害復旧事業【新規】 3. 小佐野コミュニティ会館災害復旧事業【新規】 4. 公民館分館災害復旧事業【新規】 5. スポーツ施設（中妻体育館・市民交流センター・市営プール・平田公園野球場）災害復旧事業【新規】 6. 公立学校（小学校7校、中学校4校、上中島保育所、幼稚園1園、保育所1園）災害復旧事業【新規】 7. 唐丹小学校・唐丹中学校、鶴住居小学校・釜石東中学校災害復旧事業【新規】 8. 保健福祉センター災害復旧事業【新規】 9. 児童館施設整備事業・災害復旧事業【新規】 10. 学童育成クラブ施設整備事業・災害復旧事業【新規】 11. 老人福祉センター災害復旧事業【新規】 12. 釜石高等職業訓練校災害復旧事業【新規】 13. 橋野高炉跡復旧事業【新規】 14. 集会所・消防コミュニティセンター災害復旧事業【新規】 15. 地域情報通信施設災害復旧事業【新規】 16. 観光施設（鉄の歴史館）災害復旧事業【新規】	市民文化会館 市立図書館 地域づくり推進課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 総務学事課・子ども課 総務学事課 健康推進課 子ども課 子ども課 高齢介護福祉課 商工労政課 生涯学習スポーツ課 市民課・防災危機管理課 広聴広報課 観光交流課
社会教育施設等の充実	1. 橋野高炉跡インフォメーションセンター整備事業 2. 集会所維持管理 3. コミュニティ消防センター建設事業 4. 地域子育て支援センターの開設【計画】 5. 鉄の歴史館運営事業 6. 郷土資料館運営事業 7. 旧釜石鉱山事務所活用事業 8. 公民館及び分館維持管理 9. 大石地域交流センター維持管理 10. 郷土芸能伝承館維持管理 11. 市立図書館維持管理 12. 図書館空調設備更新事業【新規】 13. 図書館窓口機能充実事業【新規】 14. 学校給食センターライフスタイル改修事業【新規】 15. 仮設給食調理場運営事業【新規】	世界遺産登録推進室 市民課 防災危機管理課 子ども課 観光交流課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 市立図書館 市立図書館 市立図書館 学校給食センター 学校給食センター
体育施設の整備	1. 国体施設整備（釜石市陸上競技場）事業【新規】 2. 釜石市営プール利用促進（濾過機、トレーニング設備）事業【計画】 3. 平田公園野球場利用促進（水洗化）事業【計画】 4. 市民交流センター利用促進（宿泊機能）事業【計画】 5. 地域屋外スポーツセンター整備事業及び体育館整備事業【新規】	生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 リーディング事業推進室

	<p>規】</p> <p>6. 学校校庭照明等モデル事業（大平中学校）</p> <p>7. スポーツ施設（中妻体育館・市民交流センター）耐震化事業 【計画】</p> <p>8. 社会体育施設管理運営</p>	<p>生涯学習スポーツ課</p> <p>生涯学習スポーツ課</p> <p>生涯学習スポーツ課</p>
学校施設等の整備	<p>1. 白山小学校屋内運動場大規模改造事業</p> <p>2. 釜石小学校耐震補強・大規模改造事業</p> <p>3. 幼稚園、保育所及び保育型児童館の耐震化【計画】</p>	<p>総務学事課</p> <p>総務学事課</p> <p>子ども課</p>
体育施設の利用促進	<p>1. 学校体育施設開放事業</p> <p>2. 地域情報通信基盤整備事業</p> <p>3. 施設案内・予約システム整備事業【計画】</p>	<p>生涯学習スポーツ課</p> <p>広聴広報課</p> <p>生涯学習スポーツ課</p>



図：世界遺産登録が待たれる橋野高炉跡と新設した市民弓道場

3-3 計画が実りあるために ー市民が主役の学び社会を目指してー

3-3-1 現状と課題

地方分権が一層進み、新しい公共²²に向けた取り組みが始まる中で、生涯学習においても地域住民が主体となり、行政は必要な支援をしていく形態に変化していきますが、本市では民間による学習の場が限定される反面、行政が多く提供している側面が強いのが現状です。そのため、ボランティアや指導者、リーダーの養成に一層力を入れると同時に、各地区、分野で取り組まれている生涯学習の活動団体やそのリーダーについてもネットワーク化するなど、住民が主体的に生涯学習に取り組むような環境を整えていかなければなりません。

また、生涯学習を推進するうえで核となる生涯学習推進本部の活動が停滞していることから、再構築する必要があります。

一方、広報かまいしをはじめ教育広報や公民館だよりを利用し、あるいはホームページなどの運用を通じて各種情報を提供していますが、29.6%の方が「情報提供に満足していない」と答えていることから、様々な形態で幅広い年代に対して分かりやすく情報提供することで、ひいては学習の成果を余暇や仕事のほか地域に還元する割合が増えていくと期待されます。

3-3-2 施策の方向性

現在でもボランティアやリーダーの養成に取り組んでいますが、決して十分とは言えず、地区別、あるいは部門別や年代別にみても偏りがあり、これからは生涯学習を通じて得られた知識を地域社会に生かしていく必要があるため、一層重点を置き、各地区、分野、年代層においてまんべんなくその機会を得ることができるように取り組みます。同時に、生涯学習推進本部を中心に、行政だけでなく教育機関や各種団体などとともにネットワークの形成(下図)に努め、生涯学習の効果が一段と発揮されるように努めます。

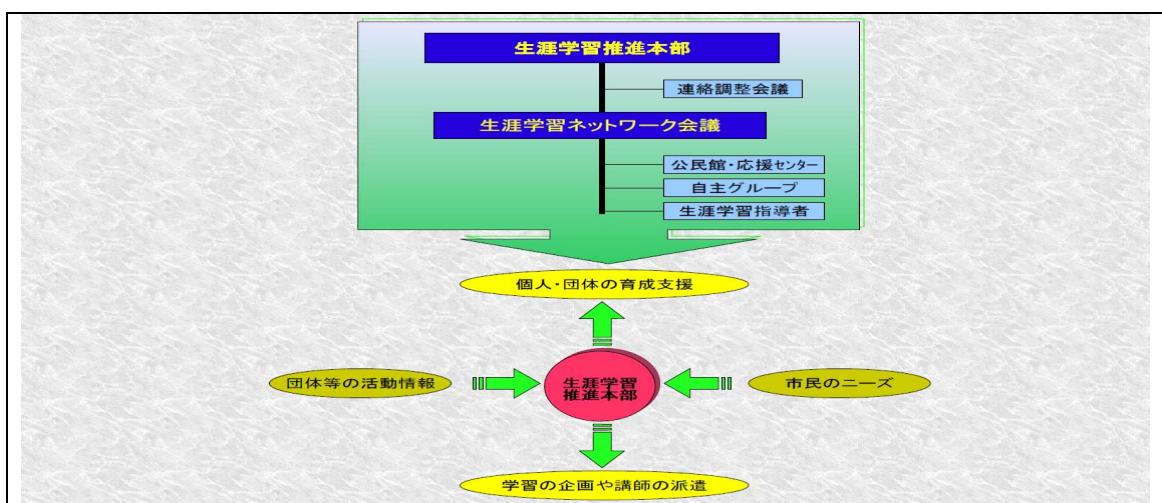


図 生涯学習ネットワーク会議のイメージ

22 公共サービスを、市民やNPOなどが主体となり提供する社会、現象、又は考え方のこと。これまでの公共サービスは、行政が管理的に提供する立場で、市民は供給される立場であったが、新しい公共では、行政は市民に場を提供し、信頼し、権限を移譲することが求められる。

また、インターネットや携帯電話の普及が飛躍的に進み日常生活にも様々な変化が生じ、情報が溢れ取捨選択しなければならない時代になり、今後も I C T はさらに進化することが想定されます。同時に、生涯学習は、いつでも、どこでも、だれもが、自由に行うことができなければなりません。そのために必要不可欠な情報を適時に入手することができるようホームページ等による情報発信をよりわかりやすいものとするよう努めます。また、震災によって甚大な影響を被った地域情報通信基盤を復旧し、難視聴地域の解消や光ケーブルの整備を行うことにより、情報の地域格差の解消を目指します。

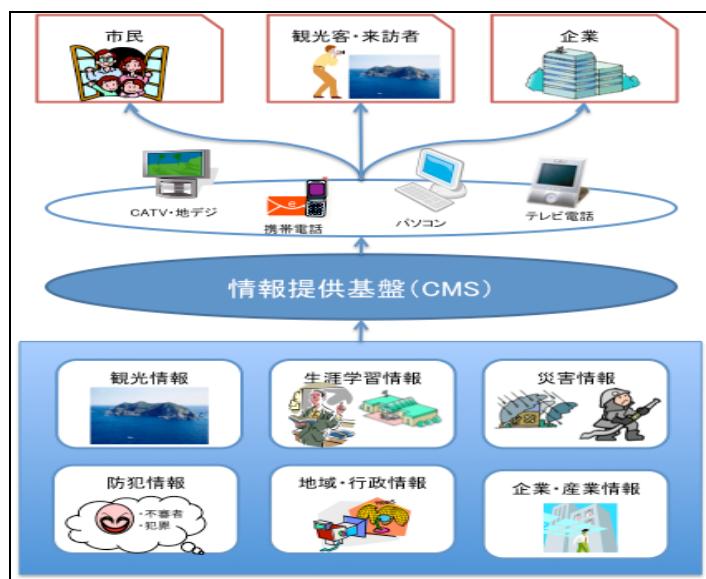


図 情報提供基盤（CMS）を活用した情報提供のイメージ

（1）主要な施策

- 生涯学習推進体制の整備
- 生涯学習ネットワークの形成
- 地域・部門別リーダーの育成

（2）事業の体系

表 市民が主役の学び社会を目指した事業

施策	事業名	担当課
生涯学習推進体制の整備	1. 地域情報通信基盤整備事業【新規】 2. 北里大学海洋バイオ研究所研究助成金 3. 生涯学習推進本部・連絡調整会議の運営 4. 岩手大学生涯学習講座 5. 立正大学デリバリーカレッジ 6. 放送大学釜石学習センター 7. 生涯学習まちづくり出前講座 8. 施設予約システム整備事業【計画】	広聴広報課 企業立地課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課

生涯学習 ネットワークの 形成	1. 釜石情報カレンダー（HP）の運用 2. 情報紙「れでいす・ねっとわーく」発行 3. 公民館まつり 4. 「公民館だより」の発行 5. 釜石タウン情報マガジン発行事業【新規】 6. 釜石やっぺし FM放送事業【新規】 7. 復興釜石新聞発行事業【新規】 8. かまいし災害エフエム放送事業【新規】 9. みんなで創る地域会議事業	各課 男女共同参画室 各公民館 各公民館 広聴広報課 広聴広報課 広聴広報課 広聴広報課 地域づくり推進課、各地区生活応援センター 防災危機管理課 地域づくり推進課等 働く婦人の家 総務学事課 総務学事課・生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 市立図書館・生涯学習スポーツ課 地域づくり推進課
	10. 釜石市自主防災会連絡協議会事業 11. 地域コミュニティ復興支援事業 12. 働く婦人の家まつり（再掲） 13. キャリア教育担当者研修会 14. 教育広報・まなびい釜石の発行 15. 釜石市体育協会、体育指導委員協議会との連携 16. 教育振興運動だよりの発行 17. 生涯学習ネットワーク会議の設置 18. 各種ボランティアとの連携とその支援・養成 19. 仮設住宅等地域見守り事業（再掲）	生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 市立図書館・生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 市立図書館・生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 市立図書館 健康推進課 子ども課 地域福祉課 高齢介護福祉課 地域包括支援センター 働く婦人の家 男女共同参画室 市民課 釜石公民館 小佐野公民館 観光交流課
地域・部 門別リー ダーの育 成	1. 少年リーダー交流キャンプ 2. こどもエコクラブ（再掲） 3. 釜石市体育協会、体育指導委員協議会事業 4. 生涯学習指導者及びボランティアの育成 5. 指導者バンク登録事業 6. 市民団体・自主活動グループ学習支援事業 7. 地域教育コーディネーター配置事業（再掲） 8. 読み聞かせ・読書ボランティア養成講座 9. 各種ボランティアとの連携とその支援・養成 10. 食生活改善推進員養成講座 11. 子育てボランティア養成講座 12. 赤十字救急法基礎講習・短期講習等 13. 生活・介護支援サポーター養成事業 14. 地域住民グループ支援事業 15. 働く婦人の家自主グループ活動 16. 男女共同参画サポーター養成の支援（再掲） 17. 交通指導員研修会 18. 地域づくりリーダー養成事業（生きる力養成事業） 19. 挑戦!体験!!ワンダーらんど（児童・中学生） 20. 観光ボランティアガイド及び語り部育成事業	生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ課 市立図書館・生涯学習スポーツ課 市立図書館 健康推進課 子ども課 地域福祉課 高齢介護福祉課 地域包括支援センター 働く婦人の家 男女共同参画室 市民課 釜石公民館 小佐野公民館 観光交流課



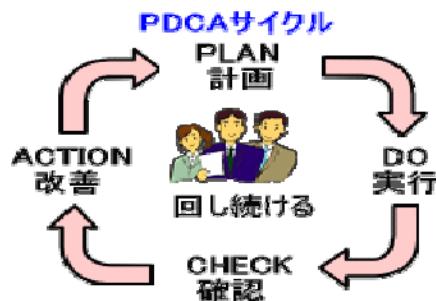
図：地域づくりフォーラムと少年リーダー交流キャンプ

3-4 計画の進行管理

3-4-1 計画の進行管理

計画を実効性のあるものとするためには、本計画に記載されている施策を着実に実行し、その進捗状況や成果を点検・評価し、さらにその取り組みを次の段階へとフィードバックし展開することが必要です。このため、計画の進行管理は、PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（確認）→ACTION（改善）のサイクルで行います。

このPDCAサイクルは1年を単位として行いますが、平成23年度から同27年度までを前期計画としていることから、計画の目標値については5年後に見直します。



図：PDCAサイクル

ただし、事業分野が多岐にわたることから、個々の施策や事業の評価についてはそれぞれの計画において設定された数値目標などを用いながら、必要に応じて各運営委員会等を通じて評価することとし、本計画では概略的な目標値をもとに点検・評価しようとするものです。

なお、教育委員会の所管する事務にあっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成20年4月に一部改正し施行されたことに伴い、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について識者7名からの意見聴取会も開催し点検・評価するとともに、報告書を作成し議会に提出、公表します。

3-4-2 計画の目標

この計画を推進するにあたって、以下の目標値を設定します。

表 釜石市生涯学習推進計画の目標値

目標項目	単位	現状値	目標値		
			24年度	28年度	33年度
市民一人あたり生涯学習講座への参加回数	回/年	0.5	0.5	0.5	0.5
市民一人あたり公民館利用回数	回/年	1.7	1.8	1.9	2.0
学校支援地域本部事業実施校	校	1	4	9	14
学校支援ボランティア活動延べ人数	人/年	454	600	800	1,000
市民一人あたり図書貸し出し冊数	冊/年	2.6	2.7	3.0	3.3
市民一人あたり市民文化会館利用回数	回/年	1.8	—	2.0	2.0
市民一人あたりスポーツ施設利用回数	回/年	6.5	6.6	7.2	8.3

※市民文化会館については、平成24年度は休館の見込みです。

第4章 計画を担う人たちに期待される役割

釜石市生涯学習推進計画を進めるうえでは、行政や生涯学習団体だけでなく、実際に生涯学習に親しむこととなる市民はもちろんのこと、企業や関係機関など様々な主体の協働によってその目的が達成されるものです。

そのため、これらの関係機関や団体の役割分担と連携のもとに計画を推進しながら、災害からの早期復興を目指しつつ本市の生涯学習についても着実にその回復を図ります。

4-1 行政

市は、釜石市復興まちづくり基本計画に即して復興を進め、市民がより強く、より魅力的で希望の持てる釜石で暮らしを送ることができるようとともに、本計画の基本方針である「学びと実践が循環する生涯学習社会をめざして」を実現するため、生涯学習推進本部を核に庁内組織が部局を横断し、国や県、関係団体とも連携・協力し、被災者の置かれた環境も考慮に入れながら生涯学習推進体制を整え、ニーズに応じた様々な学習機会が確保されるよう配慮します。

同時に、市民がボランティアやリーダーなど生涯学習社会で活躍することができるよう、必要な支援を講じます。また、学習機会が一つの地域や年代層などに偏ることがなく市民が平等に享受できるように配慮します。

4-2 市民

市民は、生涯学習を通じて豊かでいきいきとした生活を送り、明るい地域社会を築くことができるよう、自分の意思に基づいた学習活動に積極的に参加することはもちろんのこと、学習で得られた成果をボランティア活動をはじめ地域づくりの活動にも生かします。また、今回の災害に伴って生活や行動圏域が大きく変わることから、それぞれの地域で声を掛け合いながらコミュニティの保持にも努めます。

生涯学習団体は、学習機会の充実に努めるとともに、団体内部や目標を同じくする団体同士の交流も活発化しながら、自主グループのさらなる活動の活発化とリーダーの育成に取り組みます。



4-3 関係機関等

教育機関等は、自ら生涯学習の機会を設けると同時に、市や企業、生涯学習団体等の学習活動に対して積極的に働きかけると同時に、適切な指導を行います。特に企業においては、中高生の職場見学や職業体験などのキャリア教育の受け入れを、企業内部における人材育成や福利厚生とともにCSR²³などの活動の一環として取り組むことを期待します。

²³ Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）の略。企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆる利害関係者からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。

第5章 資料編

1. アンケート結果の概要

(1) アンケートの対象者数

市内に居住する 16 歳以上、75 歳未満の男女 1,500 人を対象に「生涯学習基礎調査」を実施しましたが、その内訳は以下のとおりです。

表 アンケート調査の対象者（一般市民分）

地域	年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	小計	合計	参考
		構成比	人口								
釜石	男女	11 11	22 22	22 22	22 22	22 22	22 22	11 11	132 132	264	17.6% 7,034
平田	男女	6 6	12 12	12 12	12 12	12 12	12 12	6 6	72 72	144	9.6% 3,868
中妻	男女	8 7	15 15	15 15	15 15	15 15	15 15	7 8	90 90	180	12.0% 4,924
小佐野	男女	13 13	26 26	26 26	26 26	26 26	26 26	13 13	156 156	312	20.8% 8,296
甲子	男女	10 9	19 19	19 19	19 19	19 19	19 19	9 10	114 114	228	15.2% 6,057
鵜住居	男女	11 10	21 21	21 21	21 21	21 21	21 21	10 11	126 126	252	16.8% 6,674
栗橋	男女	2 2	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	2 2	24 24	48	3.2% 1,275
唐丹	男女	3 3	6 6	6 6	6 6	6 6	6 6	3 3	36 36	72	4.8% 2,129
小計	男女	64 61	125 125	125 125	125 125	125 125	125 125	61 64	750 750	1,500	100.0% 40,257
合計		125	250	250	250	250	250	125	1,500		

(2) アンケートの結果（経年変化）

生きがいについての質問では、「趣味やスポーツ」が 37% とこれまでの調査とほぼ変わらず、「仕事をしているとき」が減った半面「家族との団らん」や「社会活動をしているとき」が増えているのが特徴的です。

問5 毎日の生活の中で「生きがい」を感じるのはどんなときですか。

項目	男性	女性	計	回答割合			比較
				22年度	17年度	12年度	
仕事	54	72	128	17.7	17.7	18.5	↖
家族との団らん	103	137	242	33.4	34.0	32.5	↗
趣味やスポーツ	146	122	268	37.0	37.4	37.7	→
社会活動	13	15	29	4.0	3.1	2.5	↗
その他	18	20	38	5.3	3.2	3.9	
無回答	10	9	19	2.6	4.6	4.6	
計	344	375	724	100.0	100.0	100.0	

「生涯学習という言葉を聞いたことがない」という答えが18%近くに上っていますが、これは主に10代や20代を中心とした声で、前回のアンケートでは10代を対象としなかったことからその比率が上がったもので、内閣府が平成20年5月に行った生涯学習に関する世論調査では「ある」が80.5%、「ない」が19.5%となっていて、その数値より良い結果となっています。

問6 生涯学習という言葉を聞いたことがありますか。

項目	男性	女性	計	回答割合			比較
				22年度	17年度	12年度	
ある	274	314	590	81.5	90.3	83.0	↗
ない	68	57	128	17.7	9.2	14.7	↘
無回答	2	4	6	0.8	0.5	2.3	
計	344	375	724	100.0	100.0	100.0	

※性別の無回答があるため、男女の別と計が一致しません（以下の表同様）。

生涯学習が「大切なことと思う」、「どちらかといえば大切」と答えた人は86%近くですが、「大切なことと思う」人が少なくなる傾向にあるため、その対策が必要です。年代別では、20代と30代、60代以上のお部に大切でないという声があります。

問7 生涯学習についてあなたはどのように思いますか（一部略）。

項目	男性	女性	計	回答割合			比較
				22年度	17年度	12年度	
大切なことと思う	197	226	426	58.8	65.3	64.6	↗
どちらかといえば大切	84	111	196	27.1	23.8	24.2	↗
どちらとも言えない	40	25	65	9.0	8.6	9.0	→
あまり大切とは思わない	8	0	8	1.1	1.4	1.2	→
大切なことは思わない	1	0	1	0.1	0.3	0.1	→
無回答	14	13	28	3.9	0.6	0.9	
計	344	375	724	100.0	100.0	100.0	

少しづつではありますが、生涯学習を「行っている」と答えた人の割合が次第に多くなっています。特に、余暇時間の増える60代以降においてその割合が高まっていることが顕著に表れています。岩手県が行ったアンケートでは、「行っている」が39.1%、「行っていない」が59.5%となっていますので、本市の場合県平均より約10%程度多くの方が生涯学習に親しんでいますことになります。

問8 何か生涯学習を行っていますか。

項目	男性	女性	計	回答割合			比較
				22年度	17年度	12年度	
行っている	174	183	360	49.7	48.1	45.2	↗
行っていない	165	184	351	48.5	49.6	48.1	→
無回答	5	8	13	1.8	2.3	6.7	
計	344	375	724	100.0	100.0	100.0	

40代と50代を中心に、仕事や家事、育児が忙しいため生涯学習を行えない割合が高まっています。また、今回新たに調査項目に入れたことで「きっかけがつかめない」が16.5%もある半面、「希望する学習の機会がない」は0.9%にとどまることが判明しました。男女別では、女性を中心に「家事が忙しい」が6.8%のほか、「家族を世話できる人がいない」が3.1%あります。さらに、「必要な情報を入手できない」が大きく減るとともに「活動する場所がない」、「お金がかかる」、「一緒に活動する仲間がいない」と答えてているのが気になります。

問8-1 生涯学習を行っていない理由のうち、あなたの状況に近いものを一つだけ選んでください。

項目	男性	女性	計	回答割合			比較
				22年度	17年度	12年度	
仕事が忙しくて時間がない	66	56	122	34.8	34.1	35.2	↗
家事が忙しくて時間がない	3	21	24	6.8			
家族を世話できる人がいない	1	10	11	3.1			
お金がかかる	6	11	17	4.8	5.0	2.7	↙
必要な情報を入手できない	7	9	16	4.6	4.1	12.1	↘
一緒に活動する仲間がいない	3	6	9	2.6	2.2	4.8	
活動する場所がない	2	3	5	1.4	2.5	1.6	
希望する学習の機会がない	2	1	3	0.9			
機会が自分の都合に合わない	11	14	26	7.4	8.7	8.9	
きっかけがつかめない	32	26	58	16.5			
必要ない	20	9	29	8.3	13.4	14.2	↘
その他	8	10	18	5.1	25.0	20.5	
無回答	4	8	13	3.7	5.0	0.0	
計	165	184	351	100.0	100.0	100.0	

※平成17年度以前のアンケートとは、一部調査項目が異なります。

生涯学習の内容では、「趣味的なこと」が全体の約4分の1を占め、以降「体育・スポーツ」、「職業上必要な知識、技能」、「教養的なこと」と続きます。今回アンケート項目を変更したので前回調査とは比較できませんが、「安心・安全」や「保健医療」、「社会福祉」、「子育て」も今後の学習内容としては必要と考えられます。

問8-2 あなたの行っている生涯学習の内容をすべて選んでください。

項目	男性	女性	計	回答割合			比較
				22年度	17年度	12年度	
趣味的なこと	84	109	194	26.5	20.3	27.4	↗
教養的なこと	39	35	74	10.1	10.6	9.0	→
現代的課題に関すること	16	10	26	3.6	5.3	4.3	→
体育、スポーツ	74	54	128	17.5			
社会福祉に関するもの	13	29	42	5.8			
保健、医療に関するもの	19	33	52	7.1			
子育てに関するもの	12	26	38	5.2			
安心、安全に関すること	46	25	71	9.7			
職業上必要な知識、技能	55	32	88	12.0	20.3	17.5	↘
その他	10	8	18	2.5	43.5	41.8	
計	368	361	731	100.0	100.0	100.0	

※平成17年度以前のアンケートとは、一部調査項目が異なります。

生涯学習の頻度では、17年度以前と調査項目が異なりますが、年に1回あるいは数回程度が大きく減少し、逆に月に1回から数回程度が増加しており、生涯学習の頻度が高まっていると思われます。

問8-3 生涯学習の頻度について、あなたの状況に近いものを一つだけ選んでください。

項目	男性	女性	計	回答割合			比較
				22年度	17年度	12年度	
年に1回程度	9	5	14	3.9	10.5	6.0	↘
年に数回程度	21	23	44	12.2	40.9	44.0	↘
月に1回程度	20	20	41	11.4	9.9	10.6	↗
月に数回程度	34	37	71	19.7			↗
週に1回程度	19	31	51	14.2			
週に数回程度	46	38	85	23.6	34.5	39.4	↗
毎日	17	24	41	11.4			
その他	2	2	4	1.1			
無回答	6	3	9	2.5	2.6	0.0	
計	174	183	360	100.0	100.0	100.0	

※平成17年度以前のアンケートとは、調査項目が異なります。

生涯学習のきっかけとしては、「自分から進んで」が前回調査同様に4割を超えて最も多く、以下「友人、知人の勧め」、「広報紙など」、「新聞や雑誌」、「テレビやラジオの情報」と続きます。今回新たに「インターネットで」をアンケートの項目を加えたところ4.2%あることが分かりました。

問8-4 生涯学習のきっかけとして頻度について最も大きな要因を選んでください。

項目	男性	女性	計	回答割合			比較
				22年度	17年度	12年度	
テレビやラジオの情報で	14	11	25	6.9	3.5	10.5	↘
新聞や雑誌を見て	18	12	30	8.3	2.9	4.2	↗
県や市の広報などで	16	24	41	11.4	12.1	6.1	↗
インターネットで	8	7	15	4.2			
地区や会社から情報で	8	12	21	5.8	11.2	6.9	↗
友人、知人のすすめで	26	34	61	17.0	13.4	16.9	→
公民館などのチラシを見て	2	10	12	3.3	5.7	5.0	→
自分から進んで	77	70	147	40.8	43.5	43.3	→
その他	4	2	6	1.7	5.1	7.1	
無回答	1	1	2	0.6	2.6	0.0	
計	174	83	360	100.0	100.0	100.0	

※平成22年度から「インターネットで」の項目を追加しました。

生涯学習の場所では、「自宅」が大きく減る一方で、「公民館や公民館の分館」、「集会所」、「学校、幼稚園、保育園」が伸びていて、それぞれの施設で様々な自主的活動を行っていることを反映しているものと思われます。反面、「市民文化会館」、「図書館」、「働く婦人の家」、「市営プール、市民体育館等」が減っています。

「自宅」と答えた方（28.6%）は減少する傾向にありますが、前回調査（24.0%）よりは若干増えていて、インターネットの利用が少しづつ進んでいることがうかがわれます。なお、「勤務場所」と答えた方が引き続き5%程度いました。「その他」と答えた人（46人）は、海・山・川や自然環境、アウトドアのほか、山田青少年の家などの市外の施設でした。

問8－5 生涯学習の場所で最も利用回数が多い場所を選んでください。

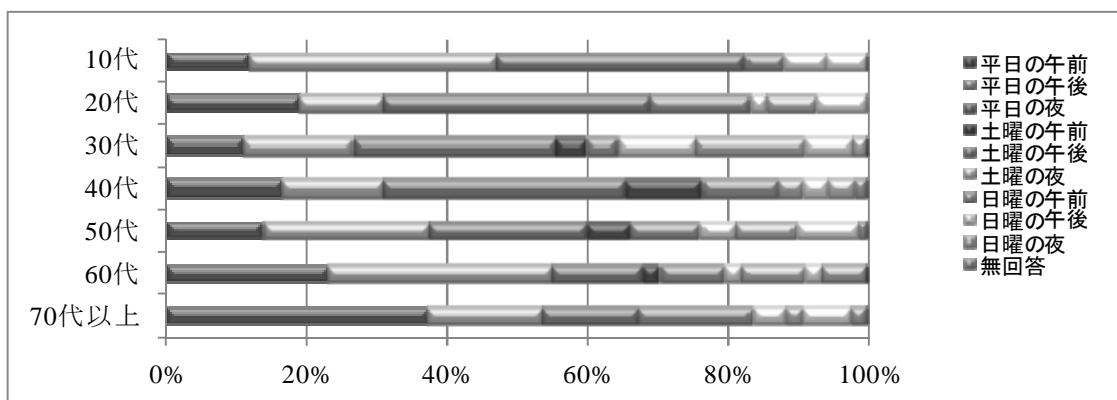
項目	男性	女性	計	回答割合			比較
				22年度	17年度	12年度	
公民館	15	27	43	11.9	10.9	9.2	↗
公民館分館	3	2	5	1.4			
集会所等	20	11	32	8.9	8.0	9.5	↗
市民文化会館	8	9	17	4.7	5.7	6.5	↙
図書館	7	7	14	3.9	2.6	1.1	↗
働く婦人の家	0	5	5	1.4	5.1	4.1	↙
学校、幼稚園、保育園	18	19	37	10.3	5.7	3.8	↗
市営プール、市民体育館等	8	10	18	5.0	3.8	4.3	→
勤務場所	10	8	18	5.0	8.0	5.1	↙
農協、漁協	2	3	5	1.4	0.6	1.4	→
農林・漁業センター	1	0	1	0.3	2.6	2.4	↙
自宅	49	53	103	28.6	24.0	34.0	↘
市外の施設	3	4	7	1.9	—	—	
その他	25	21	46	12.8	19.2	18.6	
無回答	5	4	9	2.5	3.8	0.0	
計	174	183	360	100.0	100.0	100.0	

※平成17年度以前のアンケートとは、一部調査項目が異なります。

（3）アンケートの結果（年代別変化）

生涯学習の時間帯では、6割以上の人人が「平日」と回答しており、年代別では20代から40代において「平日の夜」が多く、50代から60代は「平日の午後」、70代以上では「平日の午前」が多くなっています。

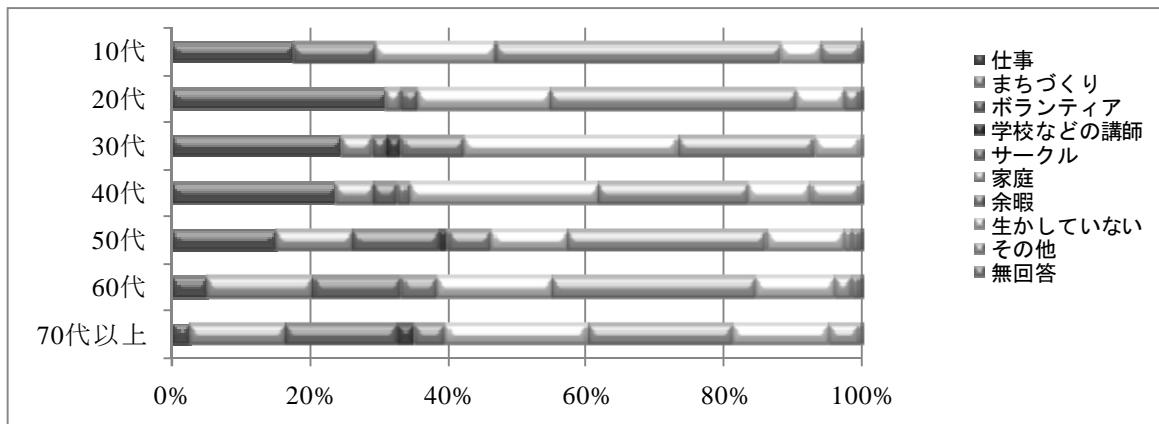
問8－6 生涯学習の時間帯で最も多いものを選んでください。



生涯学習の成果をどのように生かしているかについては、10代が「余暇」、20代が「余暇や仕事」、30代が「家庭や仕事」、40代が「仕事、家庭、余暇」、50代と60代が「余暇」、70代以上では「余暇、家庭、ボランティア、まちづくり」が同程度ずつとなっていて、50代以降から「まちづくりやボランティア」に生かしている傾向にあります。

生かしていないと答えた人は36人でしたが、その理由は、「活用する機会や場がない」、「時間などに拘束されたくない」、「必要ない」、「一緒に活動する仲間がいない」などでした。

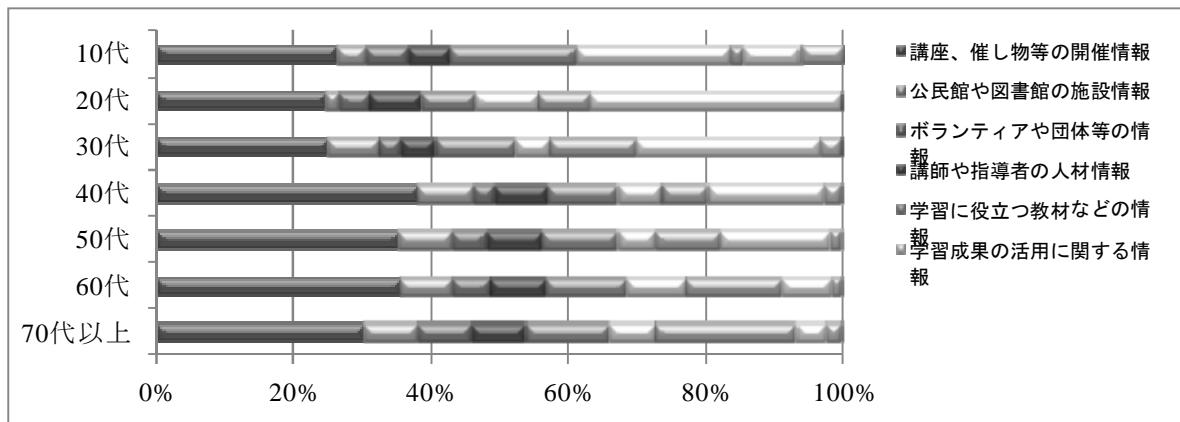
問8－7 生涯学習の成果をどのように生かしていますか選んでください。



生涯学習に関してどのような情報を望みますかの問い合わせに対しては、「講座や催し物等の開催情報」が約32%と最も多く、この傾向は、年代別では40代以上に強くみられます。逆に20代や30代では「資格や免許に関する情報」が望まれ、「学習に役立つ教材」、「地域の文化や伝統」などの提供も求められています。

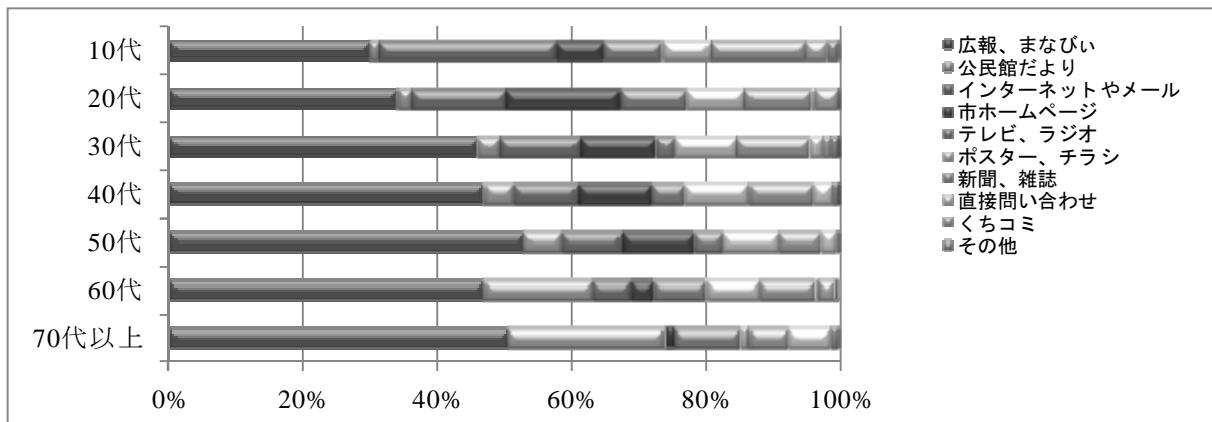
「学習成果の活用に関する情報」と「講師や指導者的人材情報」は、全体としてはともに7.4%となっています。

問9－1 生涯学習に関してどのような情報を望みますか。



情報をどのように入手したいかの問いには、「広報紙」が圧倒的に多く、次いで60代以上の市民は「公民館だより」を、また、年代が若くなるにしたがい「インターネット」を希望しています。また、情報の提供に満足しているかの質問には、「満足している」が全体で57%、逆に「不満足」は30%となっていて、その理由としては、「情報量が少ない」「内容が不足」「希望する情報がない」といった指摘が大部分で、一層の情報提供を求める声が多く、「分かりやすく」「具体的にイメージできるような情報を」といった声もありました。

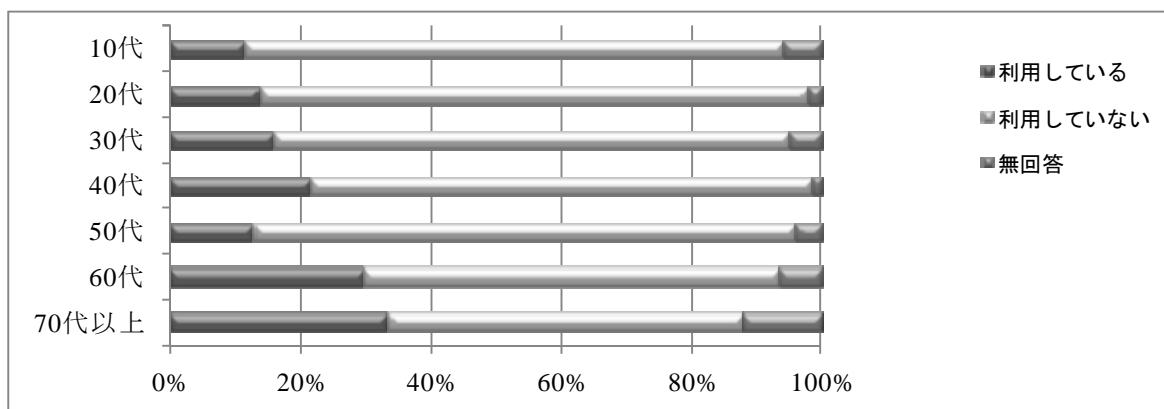
問9-2 情報はどのように入手したいですか。二つまで選んでください。



公民館の利用状況については、全体の20%が「利用している」との回答で、その割合は50代を除き高年齢層になるにしたがって増えています。「利用していない」理由については、「時間がない」が27.9%、「何をやっているか分からない」が20.2%、「興味あるものをやっていない」が19.5%となっています。

なお、公民館に期待するものについては、「学びの機会や場所」、「情報提供・相談」、「仲間づくりの場」となっていて、僅かではありましたが、「居場所」という回答(5.7%)もありました。

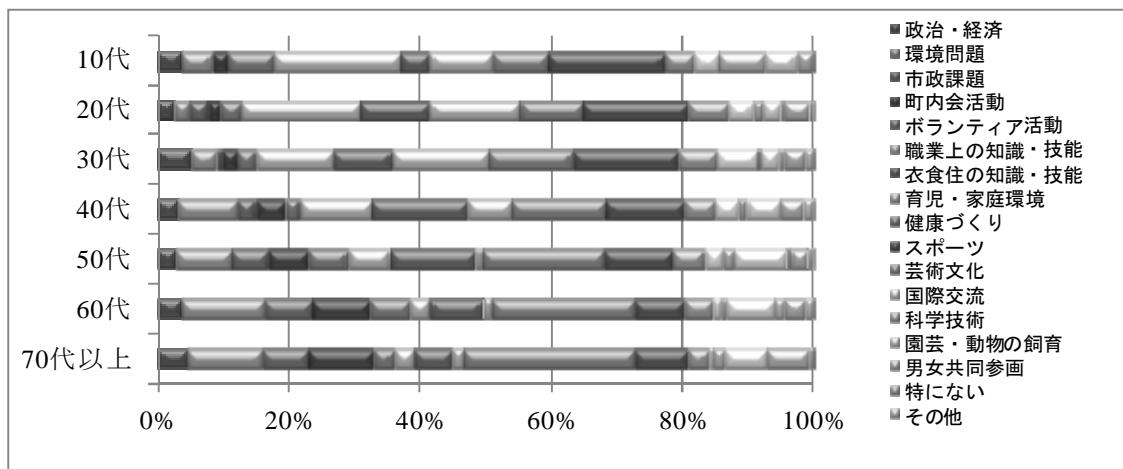
問11 あなたは公民館を利用していますか。



これから学習したいことについては、全体では「健康づくり」が 16.8%、「スポーツ」が 11.8%、「衣食住に関する知識や技能」が 10.5%、「職業に関する知識や技能」が 9.1%、「環境問題に関すること」が 8.1%の順となっています。

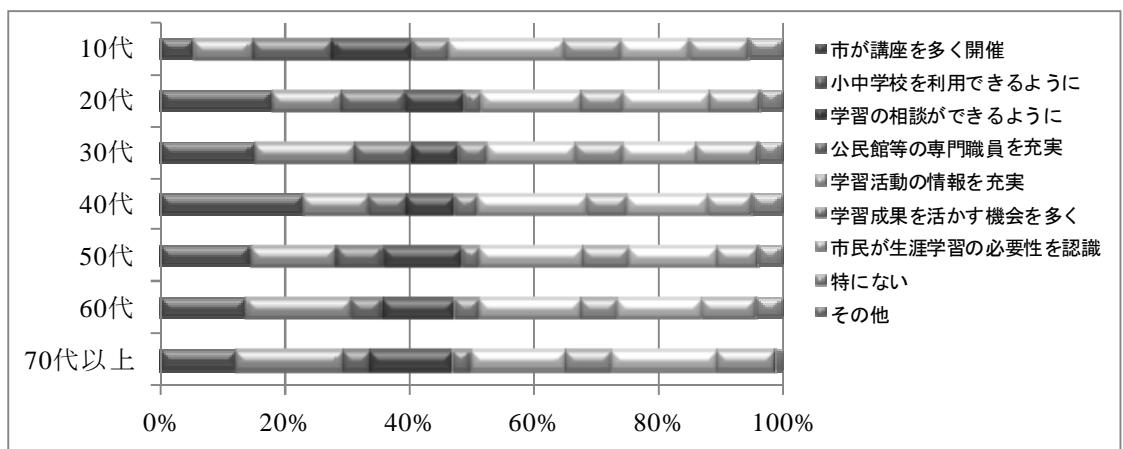
年代別で最も多い回答は、10 代と 20 代では「職業上の知識や技能」、「スポーツ」ですが、30 代になると「育児や健康づくり」が加わり、40 代ではさらに「衣食住に関する知識や技能」が加わってきます。50 代からは、「健康づくり」の割合が高まるとともに「環境問題」や「園芸・動物の飼育」、「町内会活動」、「ボランティア活動」、「市政課題」などの回答が多くなり、その傾向は 60 代以降に続きます。

問 12-1 あなたがこれから学習したいことは何ですか。三つまで選んでください。



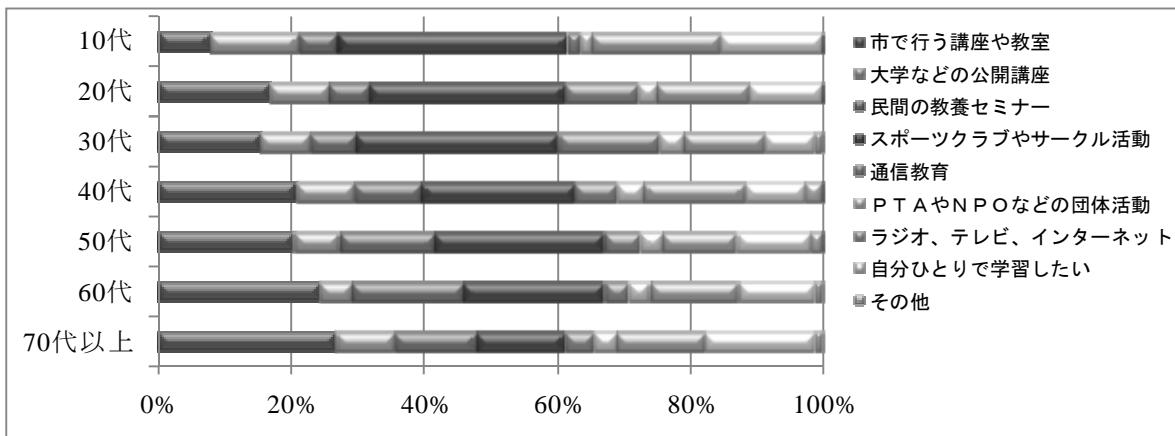
生涯学習を充実するために必要なことについては、「学習活動の情報の充実」が 16.4%、「市が講座を多く開催」が 15.6%、「公民館を利用できるように」が 13.9%、「市民が生涯学習の必要性を認識」が 13.6%の順となっていて、「学習の相談ができるように」という声も 10.7% ありました。

問 12-2 あなたの生涯学習を充実するために何が必要ですか二つまで選んでください。



今後利用したい学習の機会については、4分の1の方が「スポーツクラブやサークル活動」をあげていて、その割合は若年層ほど多いのが特徴です。以下「市で行う講座や教室」が19.8%と続きますが、こちらは年齢が上がるにつれて多くなる傾向があります。

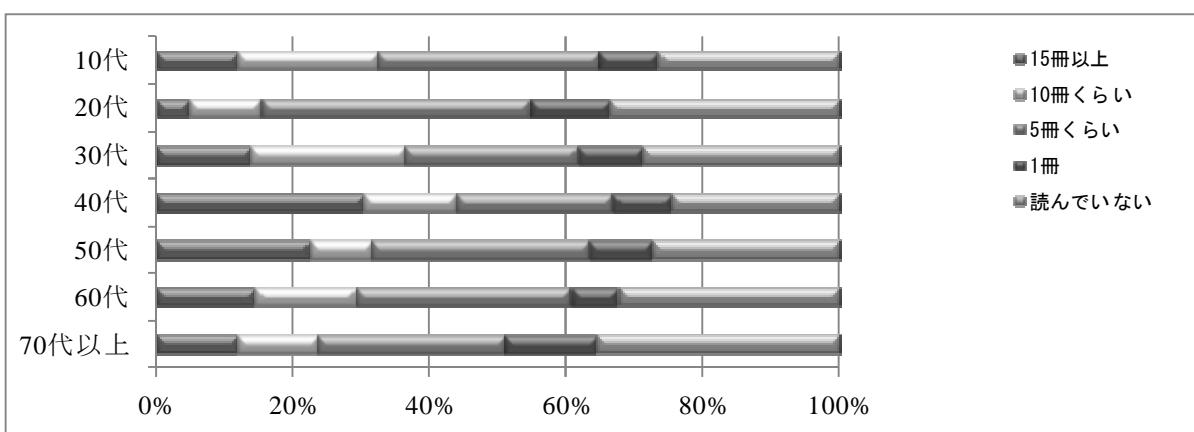
そのほか「ラジオ、テレビ、インターネット」が13.3%、「民間の教養セミナー」が11.4%の順で、「自分ひとりで学習したい」も11.0%あり、これは各世代において同程度ありました。



問12-3 今後利用したい学習の機会を二つまで選んでください。

読書に関する質問では、「年間10冊以上」読む年代は40代に最も多くあり、以下30代、50代と続きますが、逆に「読んでいない」という年代は70代以上と60代のほか、20代、30代が多く、若年層の読書の習慣づけが必要です。

問14 あなたは、この1年間にどれくらい本を読みましたか。



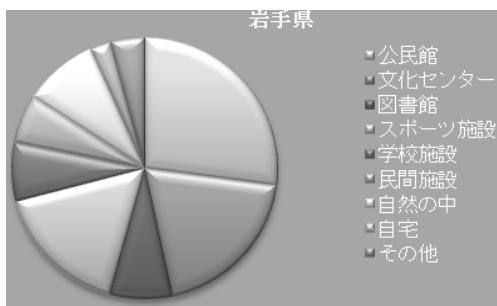
(4) 県のアンケートと比較して

岩手県が行ったアンケートで、生涯学習を行った場所は「文化センター」が36.3%、「スポーツ施設」が31.0%を占めていたのに対し、釜石市は同様の施設が「市民文化会館」だけ

であるため比率が少なくなっていて、逆に、「自宅」が 29.3%、「その他」が 18.2%となって います。

なお、世論調査の生涯学習の形式では「自治体の講座や教室」の 33.1%に次いで、「民間の講座や教室」と「自宅」がそれぞれ 29.3%、「同好者の集まり、サークル」26.8%、「職場の教育、研修」22.6%、「パソコン、インターネット」21.3%の順となっています。

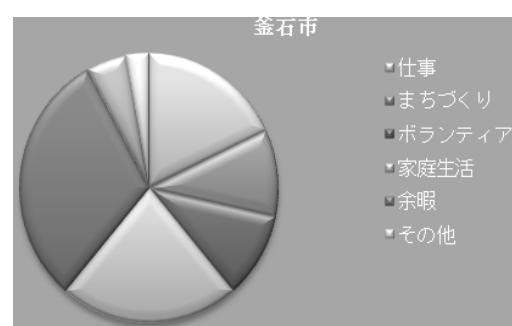
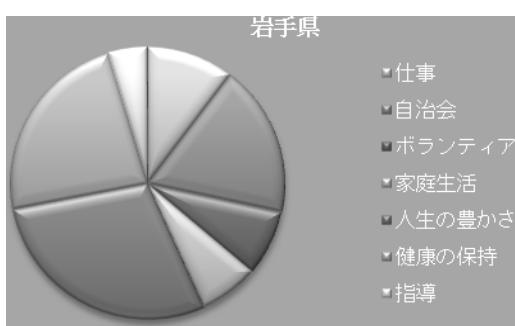
問 あなたは、主にどういう場所で生涯学習を行っていますか。



※岩手県のアンケートとは、一部調査項目が異なります。

生涯学習の成果をどのように生かしているかの問い合わせに対しては、県全体では「人生の豊かさ」が 47.4%と圧倒的に多く、「健康の保持」が 38.6%、「自治会活動」が 29.8%の順となっています。一方、釜石市では、「余暇」が 30.9%、「家庭生活」が 22.4%、「仕事」18.0%、「まちづくり」と「ボランティア」が 10.4%となっています。調査項目が異なるので一概に比較できませんが、本市は仕事が多くボランティアが少ない傾向となっています。なお、県では、「成果が生かされている」が 41.9%で、「そう思わない」の 55.4%を下回っています。

問 あなたは、学習活動を通じて身につけた知識・技能や経験をどのように生かしていますか。



※岩手県のアンケートとは、一部調査項目が異なります。

知りたい情報では、県全体では「催事情報」が最も多く(64.9%)、次いで「施設情報」32.2%、「資料・教材情報」18.1%、「文化・伝統」と「ボランティア情報」がそれぞれ 17.0%となっています。それに対して釜石市では「催事情報」が 31.9%、以下、「資格・免許」が 18.4%、

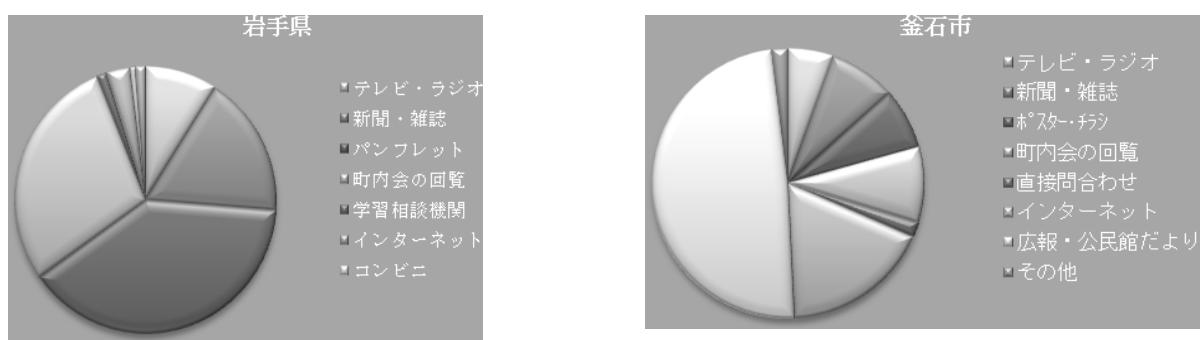
「資料・教材」が 11.1%、「文化・伝統」が 10.4%の順となっていて、県で比較的多かった「施設情報」は 6.9%、「ボランティア情報」は 4.6%にとどまっています。

問 あなたは、どのような内容の情報が知りたいですか。



情報の入手方法で比較すると、「パンフレット」が県全体では 39.0%を占めるのに対して釜石市は「ポスター・チラシ」が 7.4%、「町内会の回覧」は県が 28.7%に対して市は 9.0%、「新聞・雑誌」が県の 17.3%に対して市では 8.0%となっています。市で多いのは「広報やまなびい釜石、公民館だより」を含めると 48.8%に上り、次いで「インターネットや市のホームページ」の 17.7%となっていて、県の調査とはその傾向が大きく異なっています。なお、県の調査では「コンビニ」の項目がありますが 0.7%にとどまっています。

問 あなたは、生涯学習に関する情報をどういう方法で知りたいですか。



※岩手県のアンケートとは、一部調査項目が異なります。

なお、岩手県のアンケートで、生涯学習を広めるためには今以上に役所や教育委員会などの支援が必要か、の問い合わせに対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた方が 76.9%、地域の課題を解決する活動のためには役所や教育委員会の支援が必要か、の問い合わせに対しても 78.7%が同様に答えており、引き続き公的機関の支援が必要と思われます。

2. 釜石市の社会教育関連施設

(1) 公民館の状況

市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図ることによって生活文化の振興と社会福祉の増進に資するため、各地区に公民館及び公民館分館を設置しています。

表 5-1 公民館の状況

公民館(分館)名	開設年	建設年	面 積	備 考
釜石公民館	昭和30年	昭和56年	428.00m ²	
浜町分館	平成19年	昭和58年	175.36m ²	【流出・廃止】
甲子公民館	昭和30年	昭和58年	374.00m ²	
砂子渡分館	昭和48年	昭和48年	86.53m ²	
小佐野公民館	平成19年	昭和50年	990.00m ²	【損壊】
向定内分館	昭和43年	昭和43年	84.47m ²	
野田団地分館	昭和46年	昭和46年	144.36m ²	【損壊】
鵜住居公民館	昭和30年	平成22年	1,076.92m ²	【流出】
川目分館	昭和43年	昭和43年	127.53m ²	
室浜分館	昭和50年	昭和50年	144.00m ²	【全壊・廃止】
仮宿分館	昭和52年	昭和52年	66.24m ²	【損壊】
栗橋公民館	昭和30年	平成 5年	36.00m ²	
中村分館	昭和53年	昭和35年	279.00m ²	
横内分館	昭和53年	昭和37年	290.00m ²	【損壊】
唐丹公民館	昭和30年	平成 3年	407.41m ²	【損壊】
本館 6、分館 7				

※ 東日本大震災によって一部損壊したものを除き、全壊、大規模損壊、建物内の施設等流出を【】に表示しました（以下の表同様）。

(2) 関連施設の状況

学校及び社会教育関連施設として、平成 21 年 10 月に旧釜石鉱山事務所を展示施設としてリニューアルしたほか、平成 22 年 8 月には新たに戦災資料館を整備しました。

表 5-2 関連施設の状況

施設名	設置年度	面 積	備 考
釜石市民文化会館	昭和53年度	6,025.70m ²	【損壊】
釜石市立図書館	昭和58年度	1,500m ²	創設は大正4年 【損壊】
釜石市学校給食センター	平成 2 年度	878.85m ²	【損壊】
釜石市郷土資料館	平成11年度	850m ²	平成17年現在地へ移転
釜石市戦災資料館	平成22年度	68.8m ²	【流出】
釜石市立海の芸能伝承館	平成10年度	332m ²	
釜石市立五葉山麓郷土芸能伝承館	平成 7 年度	212m ²	
釜石市大石地域交流センター	平成16年度	125.45m ²	
釜石市栗橋ふるさと伝承館	平成15年度	64.59m ²	
釜石市中村郷土芸能どんがた館	平成19年度	39.74m ²	
旧釜石鉱山事務所	平成21年度	1,438.83m ²	建物は734.34m ² 【損壊】
働く婦人の家	昭和53年度	1,290.38m ²	

(3) 子育て支援拠点の状況

市内には子育て支援センターが3ヶ所あり、育児不安などの各種相談、育児ボランティアの紹介、子育てサークル活動への支援を行っています。

表5-3 子育て支援センターの状況

センター名	設置年度	所在地	備考
中妻子供の家 子育て支援センター	平成23年度	中妻町1-13-22 (中妻子供の家保育園)	H23.12月開設
甲子子育て支援センター	平成16年度	甲子町8-178-30 (ふれあい交流センター清風園内)	
大町子育て支援センター	平成20年度	大町3-8-3 (青葉ビル内)	【休止中】H24.4月再開
計3			

(4) 幼稚園等の状況

市内の幼稚園・保育所は、以下のとおりです。幼稚園では3・4・5歳児の、保育所では保育に欠ける児童を保育しています。

表5-4-1 幼稚園の状況

H23.5.1現在

幼稚園名	設置年度	園児数(人)	備考
第一幼稚園	昭和29年度	32	
小川幼稚園	昭和30年度	20	平成24.3廃止
平田幼稚園	昭和53年度	46	
鵜住居幼稚園	昭和54年度	15	【全壊】
正福寺幼稚園	昭和53年度	77	フタバ保育所 昭和11～ 学校法人 昭和53～
甲東幼稚園	昭和53年度	141	甲東保育園 昭和28～ 学校法人 昭和53～
釜石南幼稚園	昭和52年度	0	学校法人 昭和52～平成23 釜石保育園へ
公立4、私立3、計7園		331	

表5-4-2 保育所の状況

H23.5.1現在

保育所名	認可年月日	定員(人)	備考
上中島保育所	昭和50.5.1	70	
釜石保育園	昭和26.5.12	60	現法人による設置認可 平成10.3.1【大規模半壊】
釜石保育園平田分園		30	平成19.4.1 分園開設
中妻子どもの家保育園	昭和23.11.30	90	現法人による設置認可 昭和56.10.1
釜石神愛幼稚園	昭和23.11.30	80	
小佐野保育園	昭和23.11.30	60	現法人による設置認可 昭和56.10.1
鵜住居保育園	昭和60.4.1	55	【全壊】
こうとう保育園	昭和20.3.25	45	
公立1、私立7、計8施設		490	

(5) 児童館の状況

児童に健全な遊びの場を提供し、健康の増進や情操教育を行う児童館は市内に5ヶ所設置（1ヶ所休止）されています。

表5-5 児童館の状況

児童館名	設置年度	形態	所在地	備考
鵜住居児童館	昭和42年度	健全型	鵜住居町3-12-1、平成23年度移転	
唐丹児童館	昭和44年度	保育型	唐丹町字小白浜42-9、平成23年度移転	
箱崎児童館	昭和45年度	保育型	箱崎町7-24	【全壊】休止中
栗林児童館	昭和48年度	保育型	栗林町8-51	
上中島児童館	昭和52年度	健全型	上中島町4-2-34	
計5				

(6) 学校施設の状況

市内の小中学校は以下のとおりです。

表5-6 小中学校の状況

H23.5.1現在

学校名	設置年度	児童生徒数(人)	備考
釜石小学校	昭和55年度	140	平成15.4.1 大渡小、釜石小が統合
双葉小学校	平成15年度	292	平成14.4.1 八雲小、中妻小が統合
白山小学校	平成4年度	74	
平田小学校	昭和61年度	203	平成22.4.1 平田小、尾崎小が統合
小佐野小学校	昭和49年度	337	平成17.4.1 小佐野小、小川小が統合
甲子小学校	昭和59年度	351	平成19.4.1 甲子小、大松小が統合
鵜住居小学校	昭和48年度	273	平成19.4.1 鵜住居小、箱崎小が統合 平成22.4.1 鵜住居小、白浜小が統合 【全壊】
栗林小学校	昭和45年度	51	平成22.4.1 栗林小、橋野小が統合
唐丹小学校	昭和56年度	68	平成13.4.1 唐丹小、大石小が統合 【全壊】
釜石中学校	平成17年度	415	平成18.4.1 釜石第一中、釜石第二中、小佐野中が統合
甲子中学校	昭和59年度	153	
釜石東中学校	昭和48年度	186	平成19.4.1 釜石東中、橋野中が統合 【全壊】
唐丹中学校	昭和35年度	54	【損壊】
大平中学校	平成8年度	176	
小9、中5、計14校		2,773	

(7) 学童育成クラブの状況

共働き等で昼間保護者のいない家庭の放課後児童の健全育成のため学童育成クラブが設置されています。

表5-7 学童育成クラブの状況

H23.12.1現在

学校名	設置年度	児童数(人)	所在地	備考
鵜住居学童育成クラブ	平成14年度	43	鵜住居町3-12-1	H24.3月～
白山学童育成クラブ	昭和53年度	26	嬉石町3-6-1	
平田学童育成クラブ	平成12年度	74	大字平田4-7-2	

唐丹学童育成クラブ	平成12年度	20	唐丹町小白浜42-9	H24. 2月～
釜石学童育成クラブ	平成15年度	44	大渡町3-14-8	
双葉学童育成クラブ	平成16年度	61	新町1-58	
小佐野学童育成クラブ	平成16年度	40	小佐野町3-5-37	
小佐野第二学童育成クラブ	平成16年度	41	小佐野町3-5-37	平成22年4月に分割
上中島学童育成クラブ	平成17年度	40	上中島町4-2-34	
甲子学童育成クラブ	平成17年度	113	甲子町9-87-3	
計 10 クラブ		502		

(8) 放課後子ども教室の状況

市内には放課後子ども教室が2箇所あり、子どもたちの放課後における安心・安全な居場所を提供しています。

表5-8 放課後子ども教室の状況

センター名	設置年度	22年度開催日数(日)	実施場所	備考
釜石小学校放課後子ども教室	平成16年度	143	釜石公民館 浜町分館	【ばしょまえ交流館は流出】
双葉小学校放課後子ども教室	平成19年度	32	双葉小学校 地域連携室	
小佐野小学校放課後子ども教室	平成21年度	95	小佐野公民館	(休止)
鵜住居小学校放課後子ども教室	平成19年度	31	鵜住居公民館	【流出】
計 4		301		

(9) 学校支援地域本部の状況

釜石小学校では学校と地域を結び付ける地域コーディネーターを設置し、各種ボランティアが具体的に学校を支援していく学校支援地域本部事業を取り入れています。

表5-9 学校支援地域本部事業でのボランティアの活動状況

ボランティアの名称	活動回数(回)	22年度活動延べ人数(人)	備考
スポーツボランティア	11	27	
放課後学習支援ボランティア	21	84	
学習支援ボランティア	10	13	
登下校見守りボランティア	208	3,328	
キッズ・マートボランティア	1	1	
図書読み聞かせボランティア	37	118	
計	288	3,571	

(10) 高等学校及び特別支援学校

高等学校は2校あり、全日制と定時制合わせて生徒数は1,082人となっています。また、特別支援校には、小学部、中学部、高等部の合わせて68人が在籍しています。

表5-10 高等学校及び特別支援学校の状況

H23.5.1現在

学校名	設置年度	生徒数(人)	備考
釜石高等学校	平成20年度	556	平成20.4.1 釜石南高、釜石北高が統合

釜石高（定時制）	平成20年度	36	
釜石商工高等学校	平成21年度	490	平成21.4.1釜石工業高、釜石商業高が統合
釜石祥雲支援学校	平成20年度	68	平成20.4.1 釜石養護学校から校名変更
高2、特別支援校1		計 1,150	

（11）社会体育施設の状況

釜石市内の体育施設の設置状況は、以下のとおりです。

表5-11 社会体育施設の状況

施設名	設置年度等	施設内容
釜石市陸上競技場	昭和37年度	400mトラック×8コース 芝フィールド、クラブハウス併設
釜石市民体育館	昭和34年度 平成10年改修	アリーナ1,116m ² （バレー2面、バスケット2面、バドミントン8面、卓球16面）、ギャラリー1,000席、会議室1室、シャワー室【損壊】
釜石市民弓道場	昭和28年度 平成22年新築	6人立ち
釜石市民相撲場	昭和53年度	100m ²
多目的広場	昭和34年度	6,663m ² 【仮設住宅用地】
平田公園野球場	平成5年度	グラウンド13,300m ² 、両翼95m、センター120m 建物（管理棟等）1,056m ² 、夜間照明×4基【損壊】
平田公園多目的広場	平成6年度	メイングラウンド10,080m ² （サッカー、ラグビー） サブグラウンド6,300m ² 【仮設住宅用地】
平田公園クラブハウス	平成12年度	大会議室、小会議室、シャワー施設、管理人室
昭和園グラウンド	昭和30年	グラウンド13,081m ² 【仮設住宅用地】
昭和園クラブハウス	昭和62年度	事務室、和室集会室
市営プール	昭和43年 平成10年改修	屋外（25m、50m（日水連公認））、屋内（25m温水） 幼児用プール×2【損壊】
唐丹グラウンド	昭和52年	グラウンド10,022m ² 【ガレキ置き場】
水海多目的広場	昭和60年	多目的グラウンド10,000m ² 【ガレキ置き場】
市民交流センター	昭和47年	体育館648m ² （バレー1面、バスケット1面、バドミントン2面） 合宿研修所併設【損壊】
釜石中妻体育館	昭和54年 平成18年用途替	600m ² （バレー1面、バスケット1面、バドミントン2面）【損壊】

3. 各種データ

表5-12 人口及び世帯

(単位:人、%、世帯)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総人口	44,008	43,279	42,537	41,806	41,038	40,338	37,907
0～14歳	5,321	5,137	5,007	4,858	4,665	4,532	4,145
15～64歳	25,292	24,568	23,826	23,143	22,408	21,924	21,055
65歳以上	13,395	13,574	13,704	13,805	13,965	13,882	12,707
高齢化率	30.4	31.4	32.2	33.0	34.0	34.4	33.5
世帯数	17,863	17,887	17,835	17,760	17,660	17,586	17,061

表5-13 園児・児童生徒数等の推移

(単位:園、校、学級、人)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
幼稚園	園数	8	7	7	7	7	7
	園児数	583	535	535	526	494	443
保育所	園数	6	6	7	8	8	8
	園児数	531	551	562	595	625	604
小学校	学校数	14	14	12	12	12	9
	級数	105	105	97	99	98	90
	児童数	2,209	2,126	2,103	2,036	1,966	1,927
中学校	学校数	8	6	5	5	5	5
	級数	47	43	39	40	41	39
	生徒数	1,130	1,118	1,098	1,080	1,054	996
高校	校数	4	4	4	4	2	2
	生徒数	1,432	1,362	1,254	1,206	1,161	1,152

※ 5月1日現在

資料: 幼稚園、小学校、中学校、高校 学校基本調査

表5-14 保育所・児童館等の状況

(単位:人)

区分	基準日	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
保育所入所児童数	3.1現在	540	531	551	562	595	625	604
児童館利用児童数	5.1現在	57	60	47	50	44	51	55
学童クラブ児童数	5.1現在	341	366	420	459	518	544	534
身体障がい児・者数	3.31現在	2,027	2,070	2,070	2,055	2,085	2,038	2,052
知的障がい児・者数	3.31現在	274	282	298	317	326	334	346
精神障がい児・者数	3.31現在	110	124	151	171	180	174	188
生活保護人員	月平均	473	512	536	543	561	586	613

表 5-15 就業者人口の推移

(単位：人)

区分	2年	7年	12年	17年	22年度
第一次産業	2,447	2,297	1,705	1,599	1,191
第二次産業	7,478	7,816	7,236	5,743	4,986
第三次産業	13,917	13,483	12,477	11,580	10,712
分類不能	8	9	4	32	11
総数	23,850	23,605	21,422	18,954	16,900

資料：国勢調査（各年10月1日）

表 5-16 健康相談等の状況

(単位：%、人)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
胃がん検診受診率	17.4	16.2	17.4	18.5	18.8	19.8	19.9
大腸がん検診〃	18.3	17.7	19.0	21.1	21.6	24.9	25.3
子宮がん検診〃	16.3	14.9	20.5	18.3	15.5	16.7	17.5
乳がん検診〃	18.0	18.0	23.8	22.7	19.0	19.3	19.8
健康相談延べ人数	1,922	1,543	117	148	529	173	—
健康教育延べ人数	2,264	3,256	674	729	571	820	—

※ 健康相談・教育延べ人数は、制度改正により集計対象者が異なります。17年度以前：40歳以上 18年度以降：40歳以上65歳未満

表 5-17 公民館・生涯学習の状況

(単位：件、人)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
公民館利用者数	37,818	43,077	43,832	64,066	64,142	68,004	57,082
公民館講座件数	334	479	477	720	1,118	1,071	1,040
〃 参加者数	6,955	11,772	9,013	13,598	17,523	15,328	15,718
出前講座開催件数	22	20	59	66	62	57	67
出前講座受講者数	822	878	1,673	1,640	2,111	1,809	2,236
生涯学習講座件数	506	671	946	974	1,348	1,303	1,224
〃 参加者数	14,718	19,867	18,752	21,520	22,145	19,661	19,899
放課後子ども教室利用者数	589	1,487	2,581	6,031	3,745	3,934	3,018

表 5-18 芸術・文化の状況

(単位：人)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市民芸術文化祭参加者数	1,506	2,081	1,880	2,145	1,004	978	944
〃 入場者数	6,295	8,323	6,166	7,861	6,594	5,189	4,817
有形文化財公開事業入場者数	—	541	—	497	—	470	—
郷土芸能祭入場者数	790	—	1,350	—	854	—	1,053

古文書解説講座受講者数	265	298	270	364	326	286	304
-------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※ 有形文化財公開事業と郷土芸能祭は、交互に隔年開催となっています。

表 5-19 郷土資料館の状況

(単位:人)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
郷土資料館所蔵資料件数	9,351	9,465	9,477	9,492	9,504	9,516	9,546
郷土資料館入館者数	4,543	4,626	5,299	5,679	5,368	5,566	4,787

表 5-20 市民文化会館の状況

(単位:人)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
自主事業開催回数	8	8	7	6	8	6	6
〃 入場者数	6,749	6,215	6,398	4,767	7,719	4,626	3,935
市民文化会館入場者数	101,851	87,799	98,719	95,675	77,597	71,385	70,750

表 5-21 図書館の状況

(単位:人)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
図書館登録者数	3,499	4,741	5,926	7,195	8,030	8,818	9,547
図書館貸出冊数	66,086	84,648	89,526	88,040	95,254	96,153	92,205
図書館利用者数	24,979	26,008	27,862	26,751	28,495	28,424	27,635

※ 団体貸出、分館（平成 15, 16 年度）分を含みません。

表 5-22 スポーツ推進委員の活動状況

(単位:回、人)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
派遣回数	68	83	21	12	19	11	23
講師派遣者数	196	195	68	28	46	40	57
受講者数	2,492	2,948	1,402	682	1,051	586	739

表 5-23 体育施設の利用状況

(単位:人)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
陸上競技場	15,712	17,710	17,361	19,610	19,320	27,840	18,720
市民体育館	39,349	41,289	30,841	35,753	31,386	34,010	28,587
市民弓道場	3,866	3,748	3,816	5,690	7,108	2,607	540
多目的広場	6,145	5,469	6,961	7,217	6,598	6,962	6,692
平田公園野球場	6,955	7,422	7,061	9,987	8,989	10,427	9,023
平田公園グラウンド	9,843	7,859	8,879	15,742	15,743	14,867	10,628
平田公園グラウンド・ハウス	1,783	493	403	1,043	898	1,322	834
昭和園グラウンド	24,405	22,270	27,699	29,861	12,400	10,900	19,600

昭和園クラブハウス	9,339	8,871	7,811	7,566	7,326	7,374	5,376
市営プール	41,150	39,347	43,294	43,900	45,732	42,480	31,410
唐丹グラウンド	5,216	5,571	5,706	5,698	6,088	4,980	5,018
水海グラウンド	5,669	4,099	7,095	4,148	3,700	4,380	7,100
市民交流センター	11,002	10,524	9,233	9,165	9,555	10,788	13,160
中妻体育館	—	—	893	3,000	2,474	1,974	1,847
計	180,434	174,672	177,053	198,290	177,317	180,911	158,535

表 5-24 各種スポーツ大会等の入場者の状況

(単位:人)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ラグビックドリーム事業	1,500	3,100	1,600	1,000	700	600	700
釜石はまゆりトライアスロン国際大会	342	293	297	323	337	389	410
健康マラソン大会	854	890	840	650	736	750	753
歩け歩け運動	88	106	74	78	72	172	131
スポーツチャンバラ大会	—	370	83	114	127	97	105

表 5-25 ニュースポーツの普及状況

(単位:人)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
スポーツチャンバラ	917	1,226	141	108	474	133	42
ユニホック	112	213	572	161	263	204	83
キンボール	222	294	316	210	165	—	279
3B体操	—	107	—	—	—	—	15
屋外グラウンドゴルフ	353	130	40	—	—	—	—
室内グラウンドゴルフ	317	88	—	—	—	—	—
ドッヂビー	24	102	209	—	62	120	—
シャッフルボード	—	30	—	—	—	—	—
ニコレクボール	—	10	—	—	—	—	—
輪投げ	—	20	8	—	16	—	175
ディスクゲッター	—	32	—	—	15	90	—
スカットボール	—	49	53	75	31	—	131
エアロビクス	156	75	—	94	—	32	104
ウォーキング	56	51	—	—	—	—	14
ビーチボール	35	50	—	—	—	120	21
綱引き	—	80	—	—	—	—	—
軽運動	20	40	—	38	25	44	370
ユニカール	29	—	—	—	47	90	71
リングキャッチ	—	—	22	—	—	—	—
キャッチングザスティック	—	—	21	—	—	—	—
ゲーム等	51	20	20	70	—	40	—
計	2,292	2,617	1,402	756	1,098	873	1,305

表 5-26 学校開放の利用状況

(単位：人、団体)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
利用団体数	5,970	5,572	5,307	5,274	7,921	4,779	3,002
利用者数	88,898	91,366	91,111	83,672	80,888	79,089	60,233
1回あたり利用者数	14.9	16.4	17.2	15.9	16.4	16.5	20
登録団体数	137	126	145	140	132	112	97

表 5-27 一般会計予算額と教育費の推移

(単位：千円、%)

区分	当初予算額			決算額		
	一般会計	教育費	比率	一般会計	教育費	比率
16年度	18,846,000	2,274,500	12.1	20,082,997	2,266,626	11.3
17年度	18,600,000	2,623,329	14.1	19,323,949	2,560,670	13.3
18年度	17,770,000	1,383,974	7.8	19,059,155	1,327,937	7.0
19年度	17,890,000	1,384,832	7.7	18,101,200	1,313,585	7.3
20年度	16,500,000	1,335,499	8.1	16,495,583	1,308,029	7.9
21年度	16,550,000	1,335,594	8.1	20,248,669	1,597,741	7.9
22年度	16,242,000	1,419,841	8.7	16,982,792	1,420,536	8.4
23年度	17,200,000	1,605,623	9.3	—	—	—

表 5-28 教育費予算構成の比較

(単位：人)

区分	教育費総額	教育総務費	小学校費	中学校費	幼稚園費	社会教育費	保健体育費
16年度	2,274,500	259,119	245,770	821,388	162,499	398,282	387,442
17年度	2,623,329	244,154	253,244	1,302,206	166,787	273,550	383,388
18年度	1,383,974	226,805	216,034	126,988	167,623	252,854	393,670
19年度	1,384,832	219,261	191,088	143,170	183,854	258,778	388,681
20年度	1,335,499	226,421	186,755	117,510	174,949	254,735	375,129
21年度	1,335,594	231,897	194,242	103,116	175,489	253,559	377,291
22年度	1,419,841	252,504	253,076	117,802	160,584	271,597	364,278
23年度	1,605,623	233,272	381,189	114,009	160,868	286,017	430,268

4. 法令・条例・要綱等

社会教育法

昭和 24 年 6 月 10 日

法律 207 号

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第 1 項の任務を行うに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第4条 前条第 1 項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

(市町村の教育委員会の事務)

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

1. 社会教育に必要な援助を行うこと。
2. 社会教育委員の委嘱に関する事務。
3. 公民館の設置及び管理に関する事務。
4. 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関する事務。
5. 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関する事務。
6. 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関する事務。

すること。

7. 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
8. 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
9. 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
10. 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
11. 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
12. 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
13. 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関するこ
- と。
14. 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
15. 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関するこ
- と。
16. 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関するこ
- と。
17. 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関するこ
- と。
18. 情報の交換及び調査研究に関するこ
- と。
19. その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

（都道府県の教育委員会の事務）

- 第6条** 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第3号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。
1. 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
 2. 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関するこ
 - と。
 3. 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関するこ
 - と。
 4. 市町村の教育委員会との連絡に関するこ
 - と。
 5. その他法令によりその職務権限に属する事項

（教育委員会と地方公共団体の長との関係）

- 第7条** 地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によるこ- とを適當とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めるこ
- とができる。

- 2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

- 第8条** 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団

体の長及び関係行政府に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(図書館及び博物館)

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第9条の2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

第2章 社会教育主事及び社会教育主事補

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第9条の3 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

1. 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2. 教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

3. 大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目的単位を修得した者で、第1号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの

4. 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第1号及び第2号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前3号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

(社会教育主事の講習)

第9条の5 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第9条の6 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学

大臣及び都道府県が行う。

第3章 社会教育関係団体

(社会教育関係団体の定義)

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部科学大臣及び教育委員会との関係)

第11条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(国及び地方公共団体との関係)

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

(報告)

第14条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第4章 社会教育委員

(社会教育委員の構成)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

1. 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 2. 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 3. 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与

えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

第19条 削除

第5章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

1. 定期講座を開設すること。
2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

1. もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

2. 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の認証する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事

項を定めなければならない。

第25条及び第26条 削除

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第33条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第34条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第36条 削除

第37条 都道府県が地方自治法第232条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助す

る場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第38条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

1. 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いていた処分に違反したとき。
2. 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第20条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
3. 補助金交付の条件に違反したとき。
4. 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に關し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に關し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第41条 前条第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は3万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

- 2 前項の施設の運営その他に關しては、第39条の規定を準用する。

第6章 学校施設の利用

(適用範囲)

第43条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）又は公立学校（同項に規定する公立学校をいう。以下同じ。）の施設の利用に關しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)

第44条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機關は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するよう努めなければならない。

- 2 前項において「学校の管理機關」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第48条第1項において同じ。）の

理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

(学校施設利用の許可)

第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第46条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第47条 第45条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第1項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

(社会教育の講座)

第48条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学若しくは高等専門学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校又は中学校において開設する。

4 第1項に規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

第7章 通信教育

(適用範囲)

第49条 学校教育法第54条、第70条第1項、第82条及び第84条の規定により行うものを除き、通信による教育に関しては、この章の定めるところによる。

(通信教育の定義)

第50条 この法律において「通信教育」とは、通常の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

(通信教育の認定)

第51条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定(以下「認定」という。)を与えることができる。

2 認定を受けようとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣に申請しな

ければならない。

3 文部科学大臣が、第1項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第13条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

(認定手数料)

第52条 文部科学大臣は、認定を申請する者から実費の範囲内において文部科学省令で定める額の手数料を徴収することができる。ただし、国立学校又は公立学校が行う通信教育に関しては、この限りでない。

第53条 削除

(郵便料金の特別取扱)

第54条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法（昭和22年法律第165号）の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

(通信教育の廃止)

第55条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第51条第3項の規定を準用する。

(報告及び措置)

第56条 文部科学大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

(認定の取消)

第57条 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いていた処分に違反したときは、文部科学大臣は、認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消に関しては、第51条第3項の規定を準用する。

釜石市社会教育委員の設置に関する条例

昭和 50 年 6 月 30 日

条例第 25 号

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 15 条第 1 項の規定に基づき釜石市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数)

第 2 条 委員の定数は 20 人以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その事情により任期中といえどもこれを解嘱することができる。

(費用弁償)

第 4 条 委員がその職務を行うために要する費用の弁償に関しては、釜石市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 30 年釜石市条例第 13 号)を準用する。

(委任)

第 5 条 法及び条例に定めがあるもののほか必要な事項は別に釜石市教育委員会がこれを定める。

釜石市社会教育委員会議運営規則

昭和 50 年 5 月 1 日

教育委員会規則第 3 号

第 1 条 釜石市社会教育委員(以下「委員」という。)は、社会教育法第 17 条の職務を行うために会議をもつ。

第 2 条 委員の会議には、互選により議長及び副議長各 1 名をおくものとする。

2 議長及び副議長の任期は、1 年とする。ただし、再選されることができる。

3 議長は、委員の会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を行う。

第 3 条 委員の会議は、議長がこれを招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに議長があらかじめこれを通知しなければならない。

3 招集は、開会の日時 3 日前までに、これを通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第 4 条 委員の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年 3 回これを招集する。

3 臨時会は、必要ある場合にこれを招集する。

4 会議招集の通知後に緊急実施を要する事項があるときは、前条第 2 項及び前項の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付議することができる。

第 5 条 委員の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

第 6 条 委員会議の結果は、これを教育委員会に報告しなければならない。

第 7 条 委員は、委員の会議に出席できないときは、あらかじめ議長に通知しなければならない。

第 8 条 委員は、その職務を行うため必要に応じて、常時または臨時に小委員会をおくことができる。

第 9 条 委員は、会議において関係職員に対し、説明または資料の提出を求めることができる。

第 10 条 この規則に定めるもののほか、委員の会議に必要な事項は、別にこれを定める。

釜石市スポーツ推進審議会条例

昭和 23 年 10 月 14 日

条例第 14 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 31 条の規定に基づき、釜石市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定数)

第 2 条 審議会の委員(以下「委員」という。)の数は、10 人以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、必要により会議を招集する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 5 条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、会長が決定する。

(委任)

第 6 条 この条例で定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

釜石市スポーツ推進審議会規則

平成 23 年 10 月 26 日
教育委員会規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、釜石市スポーツ推進審議会条例(平成 23 年釜石市条例第 24 号)第 6 条の規定に基づき、釜石市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツ団体の代表者
- (4) 公募に応じた市民

(任務)

第 3 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じてスポーツの推進に関する次の各号に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第 35 条の規定により補助金の交付について意見を述べること。
- (3) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (4) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (5) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (6) スポーツ関係団体の育成に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習スポーツ課において処理する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

釜石市スポーツ推進委員規則

平成 23 年 10 月 26 日
教育委員会規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 32 条第 2 項の規定に基づくスポーツ推進委員(以下「委員」という。)の職務その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 委員は、釜石市におけるスポーツの推進に関し次に掲げる職務を行う。

- (1) スポーツ活動の推進のために行う事業の連絡調整に関する事。
- (2) 市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) スポーツ行事又は事業に協力すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導助言を行うこと。

(定数)

第 3 条 委員の定数は、27 人以内とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(免職)

第 5 条 教育委員会は、前条第 1 項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、その期間中においても委員を免職することができる。

(服務)

第 6 条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例及び教育委員会の定める規則に従わなければならぬ。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第 7 条 委員は、その職務を行うに必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(補則)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

釜石市生涯学習推進本部設置要綱

平成 15 年 3 月 27 日

告示第 38 号

(設置)

第 1 条 生涯学習に関し、関係各課等相互の事務の緊密な連絡調整を図り、生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、釜石市生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習に関する施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 生涯学習関連事業に係る連絡調整に関すること。
- (3) 生涯学習の奨励及び普及に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に係る重点事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は教育長をもって充てる。

3 本部員は、釜石市総合計画策定委員会委員(釜石市総合計画策定委員会設置規程(昭和 63 年釜石市訓令第 8 号)第 3 条第 2 項及び第 3 項に規定する職員をいう。)をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総理し、会議の議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ定める順位によりその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(連絡調整会議)

第 6 条 本部に連絡調整会議を置く。

2 連絡調整会議は、生涯学習推進本部連絡調整会議委員をもって組織する。

3 生涯学習推進本部連絡調整会議委員は、別表に掲げる課等の課長補佐又は係長職にある職員で、各課等が選任した職員をもって充てる。

4 連絡調整会議に幹事長を置き、幹事長は生涯学習スポーツ課長をもって充てる。

5 連絡調整会議の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

6 連絡調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習関連事業の推進に係る実務的な連絡調整事項に関すること。
- (2) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(事務局)

第 7 条 本部の所掌事務を処理するため、事務局を生涯学習スポーツ課に置く。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

別表

(第6条関係)

生涯学習推進本部連絡調整会議委員を構成する課等
総合政策課 総務課 広聴広報課 市民課 地域づくり推進課 釜石地区生活応援センター 平田地区生活応援センター 中妻地区生活応援センター 甲子地区生活応援センター 小佐野地区生活応援センター 鵜住居地区生活応援センター 栗橋地区生活応援センター 唐丹地区生活応援センター 環境課 防災課 健康推進課 地域福祉課 高齢介護福祉課 子ども課 商工労政課 働く婦人の家 觀光交流課 水産農林課 教育委員会事務局総務学事課 教育委員会事務局生涯学習スポーツ課 市民文化会館 図書館

釜石市立公民館設置に関する条例

昭和 30 年 6 月 17 日

条例第 29 号

(公民館の設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 24 条の規定により公民館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 公民館の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
釜石市立釜石公民館	釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号
釜石市立甲子公民館	釜石市甲子町第 10 地割 255 番地
釜石市立小佐野公民館	釜石市小佐野町三丁目 4 番 25 号
釜石市立鵜住居公民館	釜石市鵜住居町第 15 地割 17 番地 7
釜石市立栗橋公民館	釜石市橋野町第 34 地割 16 番地 2
釜石市立唐丹公民館	釜石市唐丹町字小白浜 61 番地

2 公民館に分館を置く。名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
釜石市立甲子公民館砂子渡分館	釜石市甲子町第 4 地割 29 番地 5
釜石市立小佐野公民館向定内分館	釜石市定内町二丁目 21 番 13 号
釜石市立小佐野公民館野田団地分館	釜石市野田町五丁目 11 番 10 号
釜石市立鵜住居公民館川目分館	釜石市鵜住居町第 3 地割 8 番地 1
釜石市立鵜住居公民館仮宿分館	釜石市箱崎町第 4 地割 50 番地 2
釜石市立栗橋公民館中村分館	釜石市橋野町第 7 地割 74 番地 3
釜石市立栗橋公民館横内分館	釜石市橋野町第 26 地割 44 番地 3

(管理)

第 3 条 公民館は、釜石市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(職員)

第 4 条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 分館に分館長を置くことができる。

3 前項の規定による職員は、教育長の推薦により教育委員会が任命する。

(運営審議会)

第 5 条 社会教育法第 29 条第 1 項の規定に基づき、各公民館に公民館運営審議会(以下「運営審議会」という。)を置く。

2 運営審議会は、公民館及びその分館における事業の企画及び実施について調査審議する。

3 運営審議会の委員の定数は、10 人以内とし、委員は次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験者

4 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(費用弁償)

第 6 条 委員がその職務を行うために要する費用弁償については、釜石市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 30 年釜石市条例第 13 号)による。

(経費)

第 7 条 公民館の経費は、市費、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

釜石市立小中学校の設置に関する条例

昭和 42 年 6 月 28 日

条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規定に基づき市立小中学校の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(小学校)

第 2 条 市立の小学校を次のとおり設置する。

名称	位置
釜石市立釜石小学校	釜石市大渡町 3 丁目 14 番 8 号
釜石市立双葉小学校	釜石市新町 1 番 58 号
釜石市立白山小学校	釜石市嬉石町 3 丁目 6 番 1 号
釜石市立平田小学校	釜石市大字平田第 4 地割 2 番地
釜石市立小佐野小学校	釜石市小佐野町 3 丁目 5 番 37 号
釜石市立甲子小学校	釜石市甲子町第 9 地割 87 番地の 3
釜石市立鵜住居小学校	釜石市鵜住居町第 18 地割 5 番の 1
釜石市立栗林小学校	釜石市栗林町第 16 地割 46
釜石市立唐丹小学校	釜石市唐丹町字片岸 32 番 1

(中学校)

第 3 条 市立の中学校を次のとおり設置する。

名称	位置
釜石市立釜石中学校	釜石市中妻町 1 丁目 6 番 8 号
釜石市立甲子中学校	釜石市甲子町第 9 地割 156 番地
釜石市立唐丹中学校	釜石市唐丹町字小白浜 314
釜石市立大平中学校	釜石市大平町 3 丁目 6 番 1 号
釜石市立釜石東中学校	釜石市鵜住居町第 19 地割 28 番の 3

(管理)

第 4 条 市立小中学校の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

釜石市立図書館の設置に関する条例

昭和 30 年 6 月 17 日

条例第 31 号

(図書館の設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定により、釜石市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

釜石市立図書館 釜石市小佐野町 3 丁目 8 番 8 号

(図書館の業務)

第 3 条 図書館は次の各号の業務を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理、保存及び利用に関する事。
- (2) 貸出文庫の巡回に関する事。
- (3) 視覚聴覚教育の資料その他必要な資料を収集して一般公衆の利用に供すること。
- (4) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励に関する事。
- (5) 館報その他読書資料の発行及び頒布に関する事。
- (6) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供に関する事。
- (7) 他の図書館、公民館と連絡協力に関する事。

(図書館の職員)

第 4 条 図書館に館長、司書、司書補その他必要な職員を置く。

(入館制限)

第 5 条 館長は、感染症患者、めいてい者その他館内の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者に対し、入館を禁じ、又は退館させることができる。

(未返納者に対する処置)

第 6 条 館長は、利用者が資料の返納を怠り、又は督促しても返納しない場合には以後その者に対し、資料の利用を禁ずることができる。

(損害賠償)

第 7 条 館長は、利用者が資料、設備器具等を甚だしく汚損し、若しくは破損し、又は亡失した場合には、現品又は相当の対価をもって賠償させることができる。

(図書館協議会)

第 8 条 図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずると共に図書館の行う図書館奉仕について館長に対し意見を述べる機関として図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は 10 人以内とし、委員は次に掲げる者のうちから釜石市教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の費用弁償)

第9条 委員がその職を行うために要する費用弁償に関しては、釜石市特別職の職員の

給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和30年釜石市条例第13号)による。

第10条 この条例施行について必要な事項は、別に釜石市教育委員会がこれを定める。

釜石市民文化会館条例

昭和 53 年 6 月 30 日

条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき市民文化会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民の文化の向上と福祉の増進を図るため市民文化会館を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 市民文化会館の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 釜石市民文化会館

位置 釜石市大町 3 丁目 10 番 22 号

(使用の許可)

第 4 条 釜石市民文化会館(以下「会館」という。)を使用しようとする者はあらかじめ市長に申請して許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可にあたり会館の管理上必要あると認めるときは、その使用について条件をつけることができる。

(使用の制限)

第 5 条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは会館の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 危険物を使用する催し物で災害発生のおそれがあると認めるとき。
- (3) 会館の施設または設備等をき損または滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他会館の管理上、市長において適当でないと認めるとき。

(使用料)

第 6 条 会館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は使用許可と同時に別表により算定した額を合算した額に 100 分の 105 を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)の使用料を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか当該施設の付属設備を使用する者は、別に規則で定める使用料を納付しなければならない。

3 前 2 項に定める使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは納付期日を別に指定することができる。

(使用料の減免)

第 7 条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第 8 条 納付された使用料は還付しない。ただし市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、第4条の使用許可を取り消し、又はその使用を制限し若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則その他の規定に違反したとき。
- (2) 第5条各号の一に該当するとき。
- (3) 使用許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽り、その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他不可抗力により会館の運営上緊急やむを得ない理由が発生したとき。
- (6) その他市長において必要があると認めるとき。

2 前項の規定により使用者に損害が生ずることがあっても市は賠償の責めを負わない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、会館の使用の権利を他に譲渡し若しくは転貸してはならない。

(特別設備の設置等)

第11条 使用者は、会館の使用にあたって特別の設備をし、又は備え付けの器具以外の器具を搬入し使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は必要あると認めるときは使用者の負担において、特別な設備をさせることができる。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、会館の使用を終ったとき又は第9条の規定により使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、ただちに設備その他を原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しない時は、市長においてこれを執行し、これに要した費用は使用者の負担とする。

(使用者の管理義務)

第13条 使用者は、使用期間中その使用にかかる会館の施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 使用者が会館の施設等を損傷若しくは滅失したとき、または使用許可期限が満了しても使用を終らず、若しくは第11条の設備を撤去しないで市に損害を与えたときは使用者はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が使用者の責めに帰することができないと認めるときは、この限りでない。

(入館の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、会館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし若しくは迷惑となる行為又はこれらに該当する物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 市長の許可なく営業行為をし、又は貼紙若しくは広告を行う者
- (3) 秩序又は風俗を乱すおそれのある者
- (4) その他管理上支障あると認める者

(運営審議会)

第15条 会館の適正な運営をはかるため、釜石市民文化会館運営審議会(以下「審議会」という。)をおく。

2 審議会は、市長の諮問に応じ会館の適正な運営に関し必要な事項について調査審議する。

3 審議会の委員の定数は10人以内とし、任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任

期間とする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

教育関係行事の共催・後援等事務処理要綱

昭和 60 年 4 月 30 日
教育委員会告示第 1 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、教育・スポーツ・学術及び文化の各分野において、教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、国・地方公共団体若しくはその機関又は教育に関する法人その他の団体等(以下「主催者」という。)の主催する行事(以下「行事」という。)について、主催者から共催・後援又はあいさつ等の要請がなされた場合の円滑な処理を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 行事の開催について、教育委員会がその名義使用を承認し、行事の積極的推進を図ることをいう。
- (2) 後援等 共催以外のもので、行事の開催について教育委員会がその名義使用を承認し、賛意を表することをいう。

(共催・後援等の基準)

第 3 共催又は後援等をする行事は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 行事が教育・スポーツ・学術又は文化の向上に寄与するものであること。
- (2) 主催者が、次のアからウまでのいずれかに該当するものであること。
 - ア 国・地方公共団体又はその機関
 - イ 教育研究機関・教育研究団体若しくは教育に関する法人等公共性を有する機関団体
 - ウ その他教育長が適当と認めた者
- (3) 行事が次のア及びイに該当するものであること。
 - ア 公益性を有すると認められること。
 - イ 公共性を有すると認められること。
- (4) 行事の実施場所(会場)について、保健衛生及び災害防止の措置が十分になされないと認められるものであること。

第 4 次の各号の一に該当する行事は、共催・後援等しないものとする。

- (1) 専ら営利を目的とするもの
- (2) 特定の政党、その他の政治的団体の政治活動に関するもの
- (3) 特定の宗教活動に関するもの
- (4) 法令等に違反し、又は抵触するもの
- (5) その他公共の福祉に反するもの

(申請の手続)

第 5 共催・後援等の承認を受けようとする主催者は、共催・後援等(変更)承認申請書(別

紙様式)を当該行事の原則として1月前までに教育長あて提出するものとする。

2 各課長は提出された共催・後援等承認申請書を審査し、軽易又は定例に属するものを除き、教育長の決裁を得て共催・後援等承認の諾否を速やかに主催者に通知するものとする。

(承認の条件)

第6 共催・後援等の承認に当たっては、次の各号の条件を付するものとする。

- (1) 行事の内容を変更しないこと。ただし、軽微なものを除く。
- (2) やむを得ず行事の内容を変更する場合は、再度申請を行うこと。
- (3) その他必要な条件

(承認の取消し)

第7 次の各号の一に該当するときは、共催・後援等の承認を取消すものとする。

- (1) 第6の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他の重大な瑕疵が発見されたとき。
- (3) 主催者に非行があったとき。
- (4) その他共催・後援等をなすにふさわしくない事態が生じたとき。

(あいさつ等の取扱い)

第8 共催・後援等のほか、教育委員会のあいさつ又は賞の授与等の申請があった場合は、共催・後援等に準じて取扱うものとする。

第9 この処理要綱によりがたい場合は、その都度教育長の決裁を受け処理するものとする。

生涯学習まちづくり出前講座実施要綱

平成 10 年 7 月 17 日

告示第 91 号

(目的)

第 1 この告示は、市職員が講師として出向き、市政の説明、専門知識を活かした学習等(以下「生涯学習まちづくり出前講座」という。)を行うことにより、市民の市政に関する理解を深め、意識啓発を図り、もって生涯学習によるまちづくりを推進することを目的とする。

(対象)

第 2 生涯学習まちづくり出前講座を受けることができるものは、原則として市内に在住又は在勤する 10 人以上の者で構成された団体及びグループとする。

(内容)

第 3 生涯学習まちづくり出前講座の内容は、庁内各担当課と協議の上教育長が決定する。

(開催時間及び場所)

第 4 生涯学習まちづくり出前講座の開催時間は、午前 9 時から午後 9 時までのうち 2 時間以内とし、開催場所は市内に限るものとする。

(申込等)

第 5 生涯学習まちづくり出前講座を受講しようとする団体及びグループの代表者(以下「申込者」という。)は、原則として開催しようとする日の 14 日前までに生涯学習まちづくり出前講座受講申込書(様式第 1 号)を教育長に提出するものとする。

2 生涯学習まちづくり出前講座に係る施設の確保については、申込者の責任においてこれを行うものとする。

(決定)

第 6 教育長は、前条の申込みがあったときは、内容、日時等について当該生涯学習まちづくり出前講座の担当課と調整の上、受講の諾否を決定し、生涯学習まちづくり出前講座受講(決定・否決)通知書(様式第 2 号)により申込者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の受講の決定をする場合において、必要と認めたときは、条件を付することができる。

(受講の制限)

第 7 教育長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、生涯学習まちづくり出前講座を受講させない。

- (1) 公序良俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 生涯学習まちづくり出前講座の目的に反し、その受講が適当でないとき。

(変更等の提出)

第 8 第 6 の規定により生涯学習まちづくり出前講座受講の決定を受けたものは、開催日時、場所その他申込事項に変更があったとき又は生涯学習まちづくり出前講座の受講を取り消そうとするときは、直ちに教育長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(講師料)

第9 生涯学習まちづくり出前講座の講師料は、無料とする。

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

本計画の策定に際して意見等をいただいた団体

(あいうえお順、平成 23 年度末現在)

釜石市社会教育委員

氏名	所属・勤務先	備考
池田 盛子	釜石市体育指導委員協議会理事	
柏崎 龍太郎	釜石市観光ボランティア会顧問	議長
柏館 英樹	釜石青年会議所直前理事長	
菊池 亜紀子	甲子小学校 P T A	
菊池 清太	釜石市立甲子小学校長	
橋内 道子	釜石市芸術文化協会事務局次長	
金野 恭子	釜石商工会議所女性会長	
佐藤 猛夫	岩手県立釜石高等学校校長	
柴田 渥	釜石女性フォーラム '21代表	副議長
新沼 晓	釜石市 P T A 連合会長	
間山 由紀子	特定非営利活動法人 e ネットリアス副理事長	
万城目 千佳代	双葉小学校 P T A	
吉田 千秋	釜石市スポーツ推進委員協議会長	
渡邊 真龍	釜石市立釜石中学校長	

公民館運営審議会

釜石公民館

氏名	所属・勤務先	備考
太田 忠	釜石市立平田小学校長	
下町 晃司	釜石市立大平中学校長	
鈴木 房子	あすなろキャラバン代表	
前川 輝夫	平田町内会長	委員長
柳田 三枝子	浜町婦人会	
矢畠 広志	前釜石公民館長	副委員長
横山 幸雄	南釜石地区民生児童委員	

甲子公民館

氏名	所属・勤務先	備考
安久津 吉延	松倉町内会長	委員長
加藤 良司	いきいき元気クラブ代表	
菊池 清太	釜石市立甲子小学校長	
坂本 慶子	甲子歌う会代表	副委員長
菅原 正弘	釜石市立甲子中学校長	
鈴木 みどり	釜石ゆいっこサポートセンターサポートの会	
千田 雅恵	甲子中学校 P T A	

小佐野公民館

氏名	所属・勤務先	備考
岩間 三輝	釜石市立小佐野小学校長	
小原 順子	小佐野小学校 P T A	副委員長
木谷 真知子	主婦	
笛原 由蔵	甲子公民館野田分館長	委員長
佐藤 俊夫	小川町内会長	
多田 司	生涯学習指導者	
渡邊 真龍	釜石市立釜石中学校長	

鵜住居公民館

氏名	所属・勤務先	備考
荒井 芙美子	両石地区漁業協同組合婦人部長	
浦山 文男	鵜住居地域振興協議会長	委員長
小山 士	川原町内会長	
坂下 俊彦	釜石市立鵜住居小学校長	
田中 シマ子	うのすまいハッスル会事務局	
平野 憲	釜石市立釜石東中学校長	
三浦 紘子	釜石東部漁業協同組合箱崎女性部長	副委員長

栗橋公民館

氏名	所属・勤務先	備考
小笠原 永治	橋野町振興協議会副会長	委員長
小笠原 正勝	栗林小学校 P T A 会長	
小笠原 幸雄	前栗橋公民館長	
黄川田 敏朗	釜石市立栗林小学校長	
櫻井 良美	主婦	
遠野 健一	栗林共栄会長	副委員長
藤原 政子	母子保健推進員	

唐丹公民館

氏名	所属・勤務先	備考
青笛 光一	釜石市立唐丹小学校長	副委員長
秋元 厚子	唐丹生活学校代表	委員長
上村 年恵	唐丹町漁業協同組合女性部	
川原 清文	釜石市文化財保護審議会委員	
深澤 悅子	母子保健推進員	
藤館 茂	釜石市立唐丹中学校長	
三宅 俊禪	学識経験者	

文化財保護審議会

氏名	所属・勤務先	備考
板沢 利幸	無職	会長
河東 直江	宮司	
川原 清文	無職	
菊池 久	団体職員	副会長
久保 知久	農業	
佐々木 齊	無職	
佐々木 光壽	会社役員	
瀬戸 元	無職	
藤井 サエ子	自営業	
藤原 信孝	無職	
松本 武	無職	
山崎 倫昭	無職	

市民文化会館運営審議会

氏名	所属・勤務先	備考
岩切 潤	芸術文化協会推薦	会長
小田島 圭司	専門店会推薦	副会長
柏館 英樹	青年会議所推薦	
菊池 政時	洋画家	
久保 秀俊	市民劇場実行委員会推薦	
佐々木 勤子	釜石地区小中学校副校長会推薦	
澤本 和子	主婦	
新里 耕司	商工会議所推薦	
福成 菜穂子	自営業	
山崎 詔子	音楽教室主宰	

学校給食センター運営委員会

氏名	所属・勤務先	備考
岩間 三輝	釜石市立小佐野小学校長	副委員長
太田 忠	釜石市立平田小学校長	
沖 裕之	鶴住居小学校 P T A 会長	
加賀谷 常英	釜石医師会	
加藤 孔子	釜石市立釜石小学校長	
黄川田 敏朗	釜石市立栗林小学校長	
菊池 清太	釜石市立甲子小学校長	
金野 宏美	釜石薬剤師会	
紺野 仁司	釜石市立双葉小学校長	委員長
佐野 美徳	釜石市水産農林課長	
鈴木 弥生	唐丹小学校 P T A 会長	
高橋 孝嗣	釜石保健所環境衛生課長	
多田 賢昭	白山小学校 P T A 会長	
新沼 晓	平田小学校 P T A 会長	
渡邊 真龍	釜石市立釜石中学校長	

郷土資料館運営委員会

氏名	所属・勤務先	備考
加藤 良司	無職	
菊池 久	団体職員	
柴田 澄	かまいし女性フォーラム‘21代表	委員長
須知 ナヨ	主婦	
千坂 誠久	無職	副委員長
松本 武	無職	

釜石市教育委員会

氏名	所属・勤務先	備考
及川 好		委員長
澤田 恭子		委員長職務代理者(第1位)
佐野 平雄		委員長職務代理者(第2位)
市川 淳子		
川崎 一弘		

釜石市生涯学習推進本部

氏名	所属・勤務先	備考
野田 武則	市長	本部長
若崎 正光	副市長	
川崎 一弘	教育長	副本部長
山崎 秀樹	総務企画部長	
山崎 義勝	市民生活部長	
野田 喜一	保健福祉部長	
小林 俊輔	産業振興部長	
洞口 政伸	建設部長	
佐々 隆裕	企業立地推進本部副本部長	
川崎 悅三郎	水道事業所長	

釜石市生涯学習推進本部連絡調整会議

— 名簿省略 —

計画策定の経過

年月日	事 項	備 考
22. 7. 29	教育委員会議	計画の策定方針を説明
22. 8. 11	社会教育委員研修会	計画策定について研修
22. 8. 26	教育委員会議	計画の策定方針を説明
22. 9. 30	教育委員会議	アンケートの実施について説明
22. 10. 4	序議	アンケートの発送について報告
22. 10. 12	公民館長会議	計画策定の方針を説明
22. 10. 26	教育委員会議	アンケートの状況について報告
22. 11. 2	教育委員会課長会議	計画（骨子）を説明
22. 11. 5	公民館長会議	計画（骨子）を説明
22. 11. 12	社会教育委員会議	計画（骨子）の審議
22. 11. 26	教育委員会議	計画（素案）の説明
22. 12. 3	本部連絡調整会議	計画（素案）の説明、調査の実施依頼
22. 12. 3	公民館長会議	計画（素案）の説明
22. 12. 7	社会教育委員研修会	計画（素案）の審議
22. 12. 27	生涯学習推進本部会議	計画（案）の審議
23. 1. 24	生涯学習推進本部会議	計画（案）の審議
23. 1. 27	教育委員会議	生涯学習推進本部会議結果の報告等
23. 1. 31	社会教育委員会議	計画（案）の審議
23. 2. 7	パブリックコメント開始	
23. 3. 8	パブリックコメント終了	
23. 3. 11	【東日本大震災】	
24. 3. 7	社会教育委員会議	計画（案）の審議
24. 3. 26	序議	計画（案）の説明
24. 3. 29	教育委員会議	計画（案）の審議
24. 4. 23	社会教育委員会議 議長、副議長協議	計画（案）の最終調整



【釜石市章】

市章の中央はカマ（釜）、輪郭は海の防波堤
並びに鉄を表し、みなと釜石と鉄都を表徴すると
ともに、釜石の振興発展を意味しています。

釜石市生涯学習推進計画

平成 24 年 4 月

＜編集・発行＞ 釜石市教育委員会

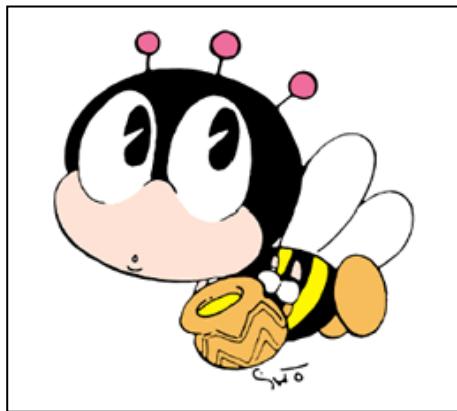
〒 026-0031 岩手県釜石市鈴子町 15-2

TEL 0193-22-8835

FAX 0193-24-3185

E-mail syougai@city.kamaishi.iwate.jp

<http://www.city.kamaishi.iwate.jp>



生涯学習マスコット「マナビィ」

「マナビィ」は、生涯学習のマスコットキャラクターです。故・石ノ森章太郎(漫画家)さんによるデザインで、文部化学省が作成依頼しました。生涯学習の「学ぶ」とミツバチの「bee」を合わせ「マナビィ」と名付けられました。ミツバチの触覚は2本ですが、「学」という字の頭に触覚が3本あるのでマナビィの頭にも3本あります。